

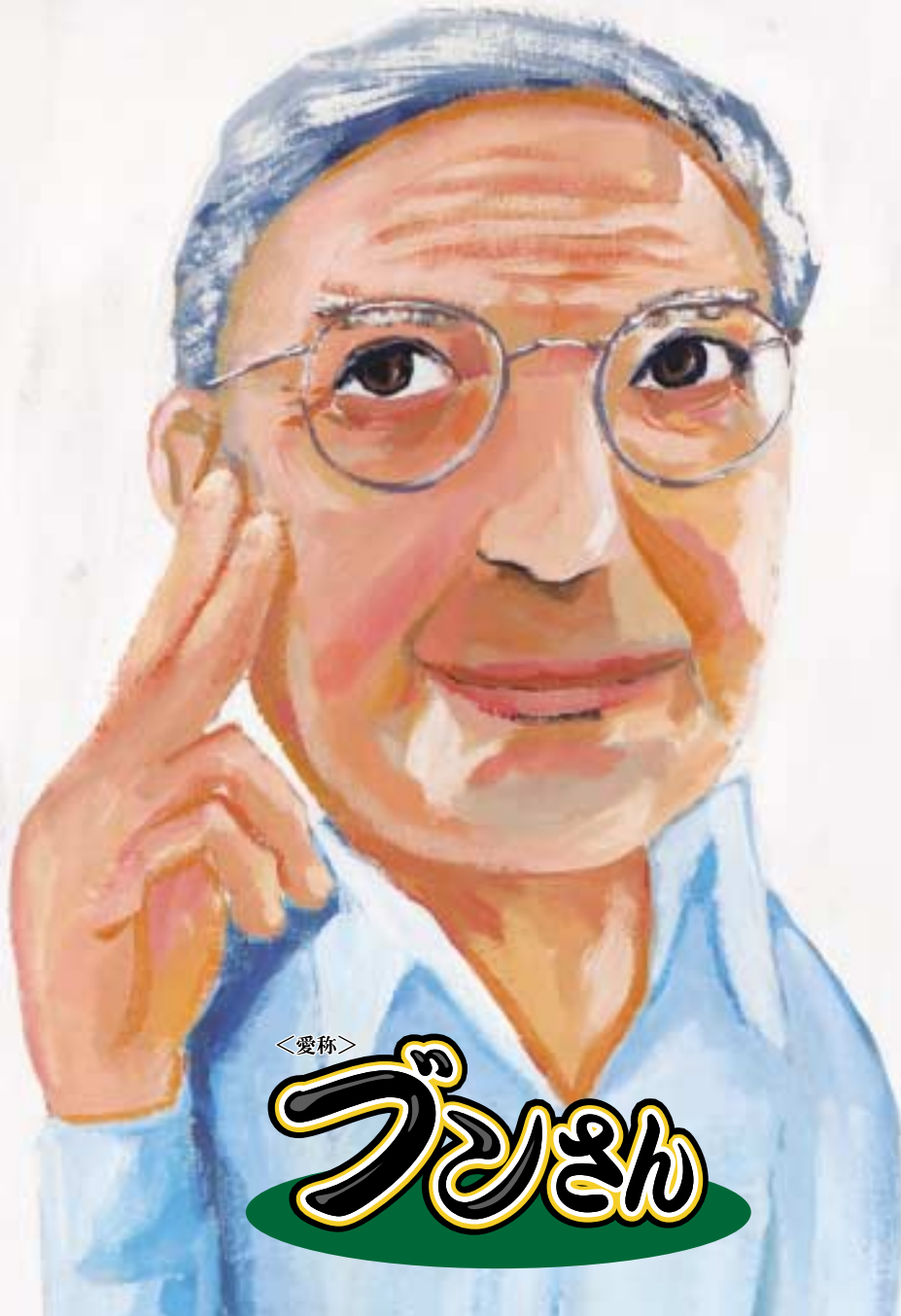
りそな・世界資産分散ファンド

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（目論見書）

平成20年6月4日

※本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

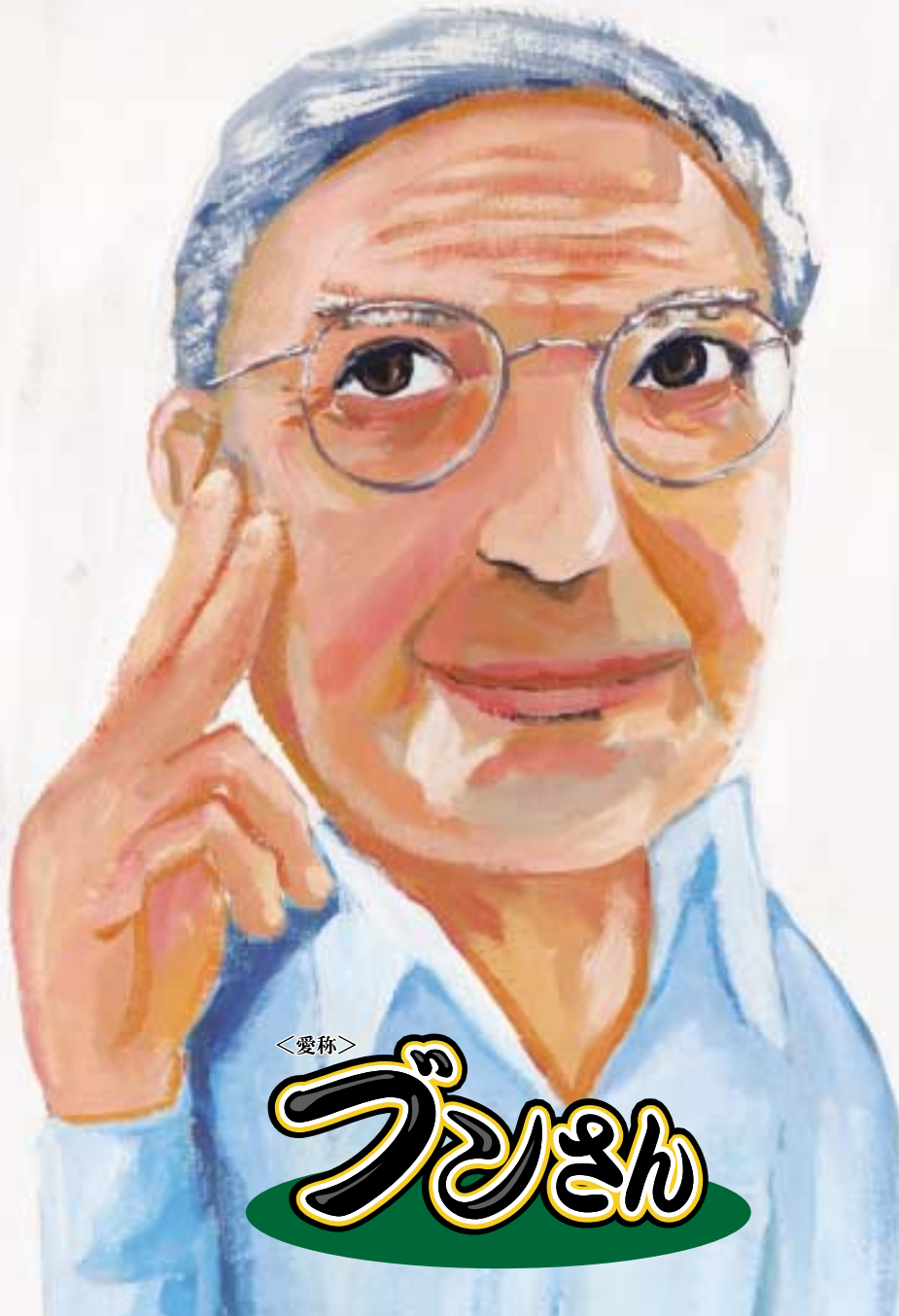
りそな・世界資産分散ファンド

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（交付目論見書）

平成20年6月4日

※本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額、販売会社などについては、下記にお問合わせ下さい。

委託会社の情報提供窓口

大和証券投資信託委託株式会社

お電話によるお問合わせ先 電話番号（コールセンター） ☎ 0120-106212
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

委託会社のホームページ アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

- 本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本文書により行なう「りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成19年12月3日に関東財務局長に提出しており、平成19年12月4日にその届出の効力が生じております。
- 当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」は、投資者の請求により交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および目論見書の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主に海外の株式、公社債、不動産投資信託証券（リート）を実質的な投資対象としますので、株価、公社債の価格、リーートの価格の下落、株式、公社債の発行企業・発行体の経営不安、倒産、財政難等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価、公社債の価格、リーートの価格の変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、本目論見書の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認ください。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。

※ くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.365% (税抜 1.30%) の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※くわしくは本目論見書の「費用・税金」に記載しておりますのでご確認ください。

投資信託説明書（交付目論見書） 目次

ファンドの概要	1p
ファンドの特色	3p
投資方針	10p
投資リスク	14p
ファンドの仕組み・体制	18p
費用・税金	23p
申込手続き等の概要	26p
管理および運営の概要	29p
その他の情報	33p
ファンドの運用状況	35p
約款	50p
用語解説	61p

ファンド
の概要

ファンド
の特色

投資方針

投資リスク

ファンドの
仕組み・体制

費用・税金

申込手続き
等の概要

管理および
運営の概要

その他の情報

ファンドの
運用状況

約款

用語解説

ファンドの概要

ファンドの名称	りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）
ファンドの目的および基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型 海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 （注）「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。
主要投資対象	①ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②世界REITマザーファンドの受益証券 ③世界好配当株マザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	①海外の公社債等 ②海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ③海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）
主な投資制限	①株式への直接投資は、行ないません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
申込取扱場所	委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。 （注）くわしくは、表紙裏をご参照下さい。
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 （注）くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額（1万口当り）	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の申込手数料	販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。 （注1）くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 （注2）お申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。 （注3）「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お買付代金のお支払い	販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。 （注）くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ご換金価額 (1万口当り)	解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。
ご換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
ご換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
ご換金代金のお支払い	原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
お申込みの 受付中止日・ 受付時間	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受付は行ないません。 ②委託会社の各営業日*の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。
収益分配	毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注1）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 （注2）お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
決算日	毎月9日（休業日の場合翌営業日）
収益分配方針	①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。 ③留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
信託期間	無期限（平成17年11月18日当初設定）
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.365%（税抜1.30%）
運用報告書	毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。

◆投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

＜愛称＞

フンさん

りそな・世界資産分散ファンド

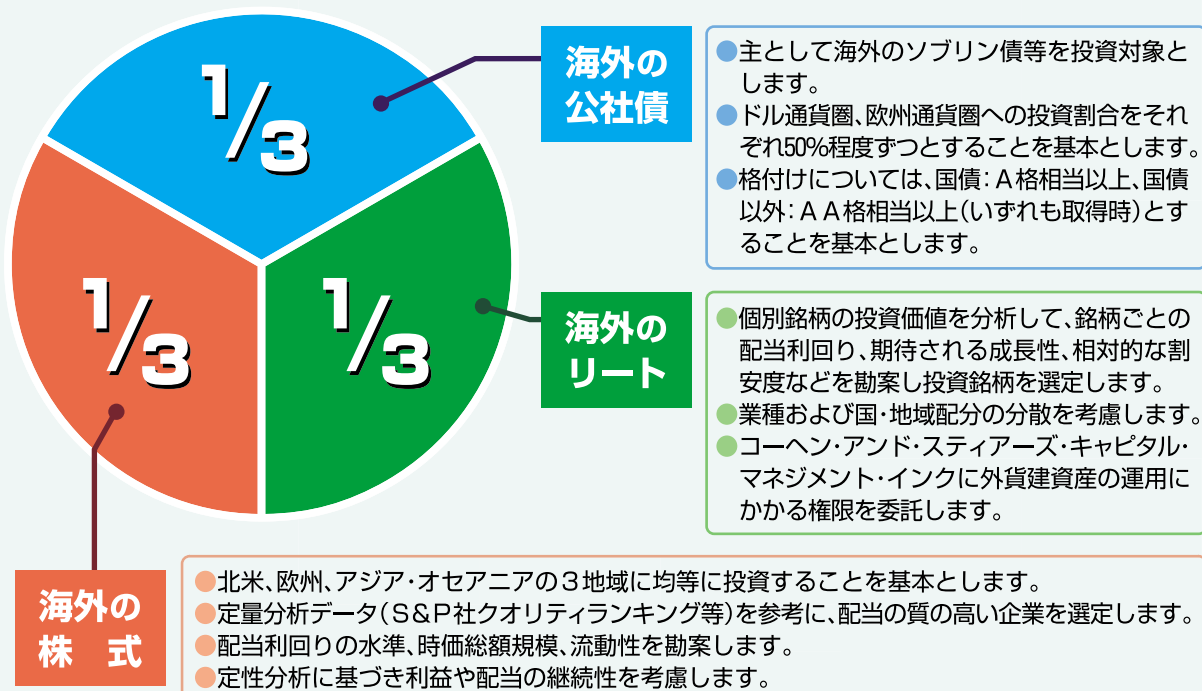


ファンドの特色

1

マザーファンドを通じて、海外の公社債、不動産投資信託証券（リート）および株式にそれぞれ3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

資産配分のイメージ ※あくまでイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。



（注1）各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。

（注2）各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます（市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。）。

	マザーファンドの名称	標準組入比率
海外の公社債	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外のリート	世界REITマザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1
海外の株式	世界好配当株マザーファンド	信託財産の純資産総額の3分の1

■保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2 毎月1回、9日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

分配方針

- ◆ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆ 原則として、安定した分配を継続的行なうことをめざします。
- ◆ 基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



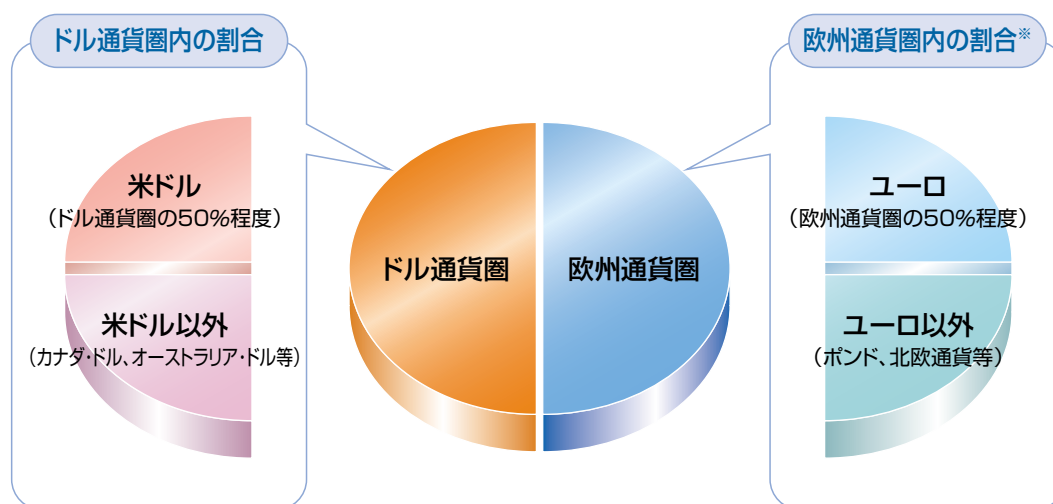
- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

ファンドの特色

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
 - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

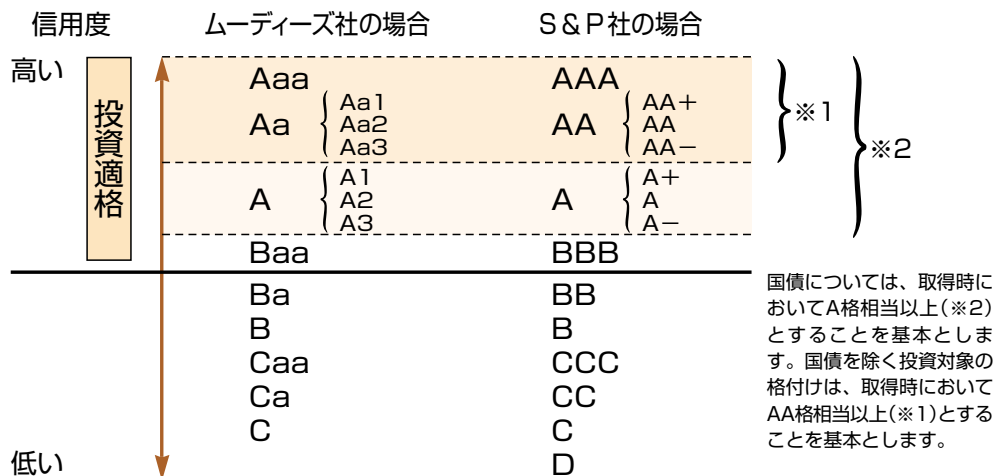
- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

債券の格付けについて



債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)といった格付機関が各債券の格付けを行っています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの特色

「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

【リート(REIT)について】

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

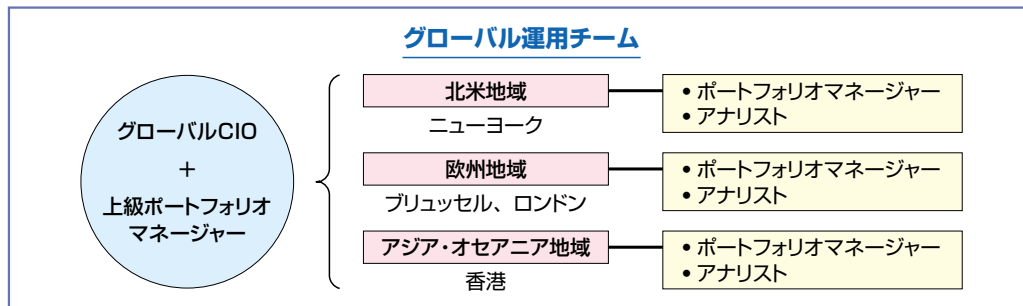
- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクのリート運用について

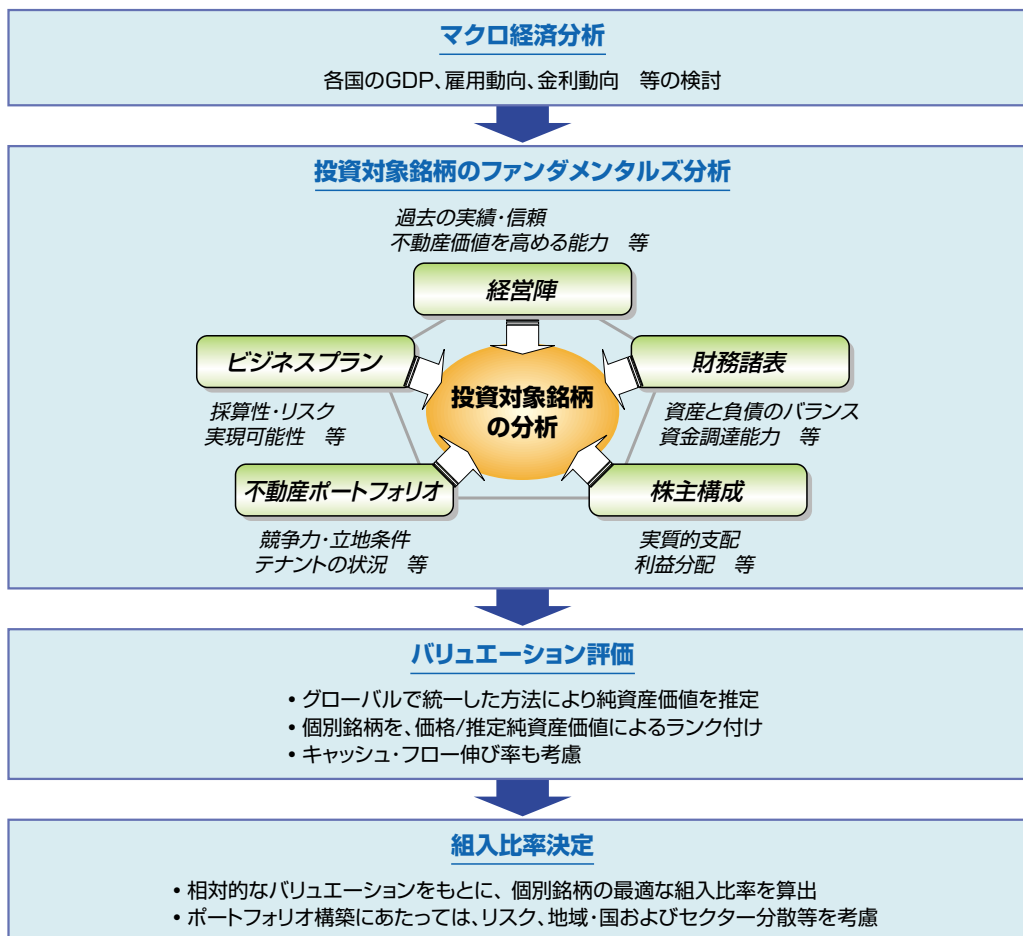
リサーチ・運用体制

- ワールドワイドなリサーチ体制
- グローバル運用チームによるチーム運用



ポートフォリオ構築プロセス

- マクロ経済分析(各国のGDP、雇用動向、金利動向等)に基づき、世界各地域のリートのファンダメンタルズ分析・評価を行ったうえでポートフォリオを構築します。



上記の運用体制・プロセスは今後予告なく変更されることがあります。

ファンドの特色

「世界好配当株マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。
 - ロ. 定量分析データ(S&P社クオリティランキング※等)を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
 - ハ. 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
 - ニ. 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。
- 3 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

※…スタンダード・プアーズ(S&P社)のクオリティランキング(QR/IQR)は、企業の投資適格性を評価するための投資指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、 「S&P」、 「S&P Quality Rankings」、 「S&P International Quality Ranking」 はザ・マグロー・ヒル・カンパニーズ社の登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード・プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Ranking及びS&P International Quality Rankingその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード・プアーズは、S&P Quality Ranking及びS&P International Quality Rankingの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

投資方針

投資方針

投 資 対 象	下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 ①ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②世界REITマザーファンドの受益証券 ③世界好配当株マザーファンドの受益証券 （注）その他の投資対象については約款をご参照下さい。
投 資 態 度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 …… 信託財産の純資産総額の3分の1 世界REITマザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1 世界好配当株マザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1 ③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。 ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
投 資 制 限	①株式への直接投資は、行ないません。（約款） ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款） （注）投資制限についてくわしくは約款をご参照下さい。
収 益 分 配 方 針	①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。 ③留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
運 用 体 制	後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

投資方針

〈参考〉マザーファンドの概要

ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投 資 対 象	海外の公社債等を主要投資対象とします。
投 資 態 度	①主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ②投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）。 ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。 ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。 ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。 ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。 ③外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。 ④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 ⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

世界REITマザーファンド

投 資 対 象	海外の金融商品取引所（※）上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投 資 態 度	①主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 ③外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 ⑥当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	①株式への直接投資は、行ないません。 ②投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ④外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
運用指図権限の委託	①委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。 コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク 280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017 ②前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

投資方針

世界好配当株マザーファンド

投 資 対 象	海外の金融商品取引所（※）上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。 ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投 資 態 度	①主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 イ. 北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。 ロ. 定量分析データ（S&P社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。 ハ. 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。 ニ. 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。 ③株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 ⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券（リート）など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。**委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

〈基準価額の主な変動要因〉

	株式市況	株 価	基準価額
株価変動リスク	改 善	→	上昇要因
	悪 化	→	下落要因
	金 利	公社債価格	基準価額
公社債の価格変動リスク	低 下	→	上昇要因
	上 昇	→	下落要因
	リート市況	リート価格	基準価額
リーートの価格変動リスク	改 善	→	上昇要因
	悪 化	→	下落要因
	為替相場	円換算価値	基準価額
外貨建資産の為替リスク	円 安	→	上昇要因
	円 高	→	下落要因

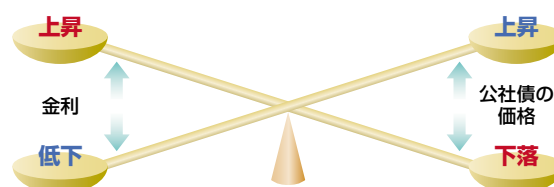
◎上図はイメージ図であり、必ずしも上図どおりにならない場合もあります。

1 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。**組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

2 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

金利変動による価格変化のイメージ図



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

投資リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。**組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

3 リートへの投資に伴うリスク



リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーの価格が大幅に下落することもあります。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

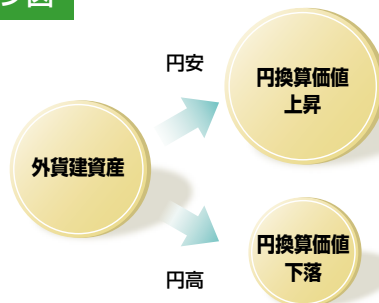
- その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リーの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リーの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

4 外国証券への投資に伴うリスク

為替リスク

為替変動のイメージ図



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

投資リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。**組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

5 その他

- イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

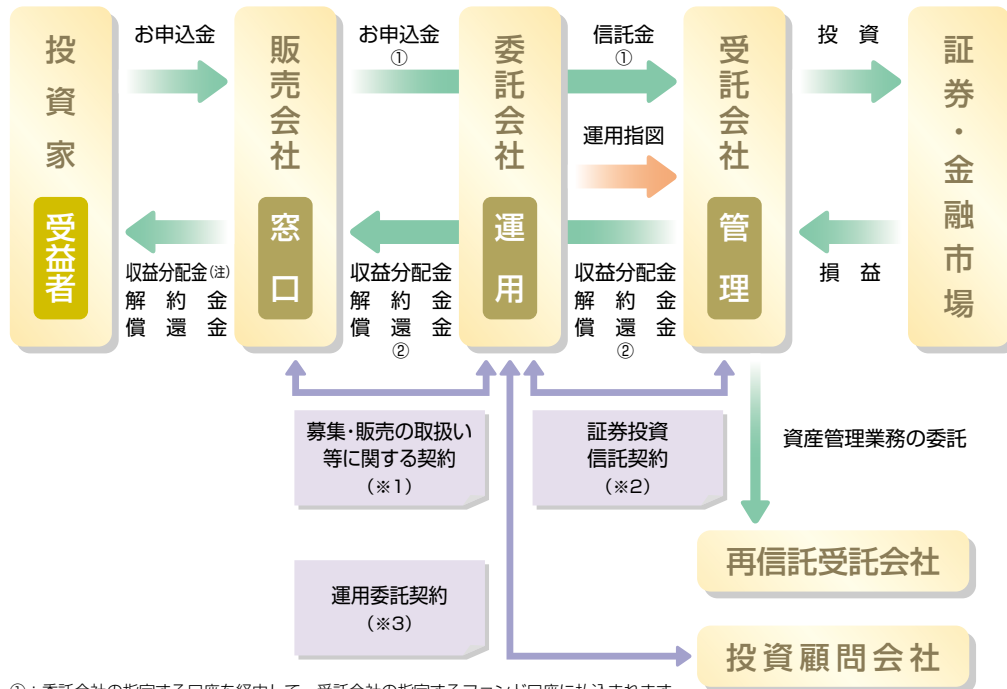
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

※「リスク管理体制」については、後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み



①：委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

②：委託会社の指定する口座を経由して、販売会社に払込まれます。

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。

当ファンドの関係法人の名称および役割

販売会社

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。

- ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務
③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など

委託会社

【大和証券投資信託委託株式会社】

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。

- ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図
③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など

投資顧問会社

【コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク】

委託会社との間の運用委託契約(※3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(※4)。

受託会社

【りそな信託銀行株式会社】

信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

- ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など

ファンドの仕組み・体制

- (※1) 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- (※2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- (※3) 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- (※4) 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

〈委託会社の概況（平成20年3月末日現在）〉

- ・名称 大和証券投資信託委託株式会社
- ・代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人
- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年4月1日 営業開始
 - 昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 平成19年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525株	100.00%

マザーファンド方式について・・・

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なう仕組みです。

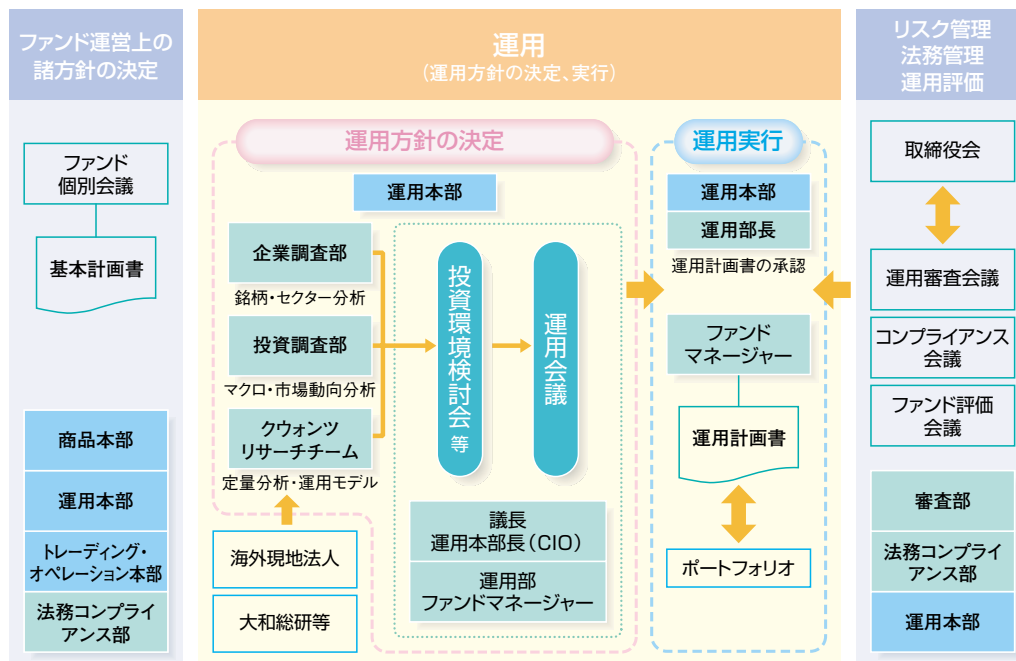


（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。

運用体制

①運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



②運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ファンド運用に関する組織運営
- ファンドマネージャーの任命・変更
- 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定

- 各ファンドの分配政策の決定
- 代表取締役に対する随時的確な状況報告
- その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。

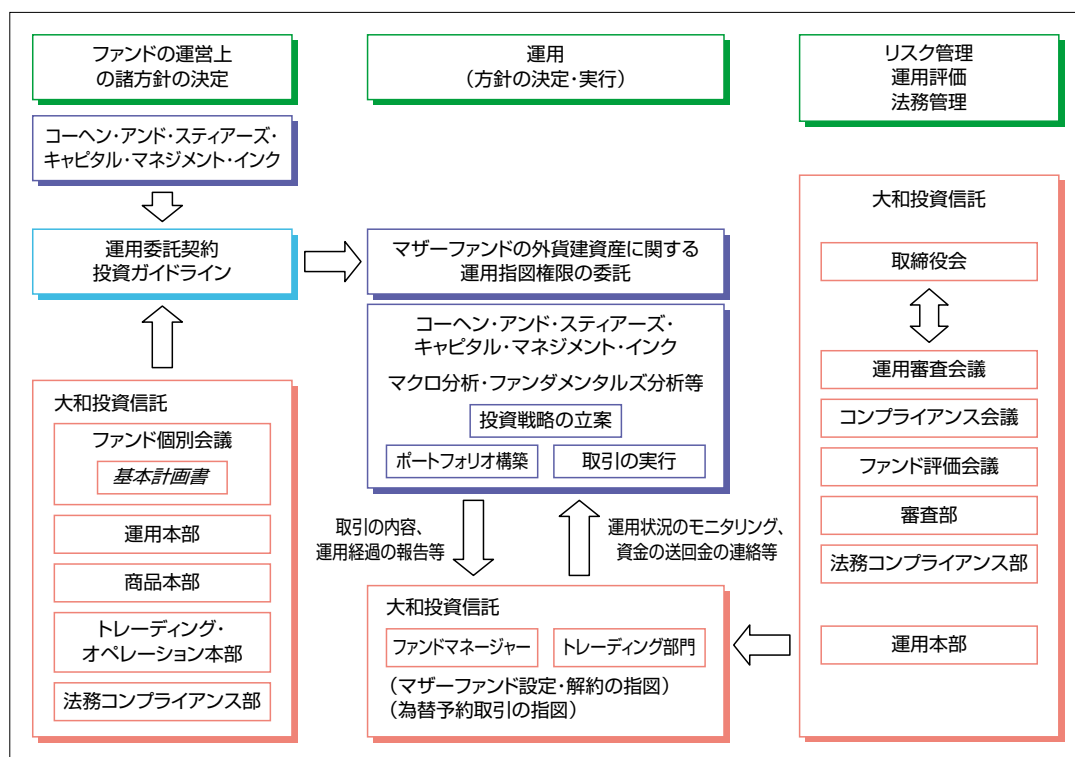
⑤受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

ファンドの仕組み・体制

※海外のリート部分にかかる運用体制について

(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

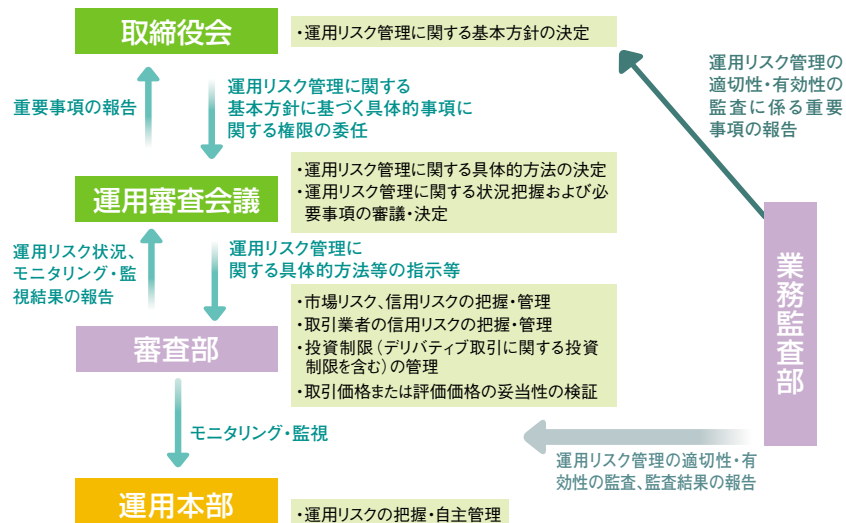
また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告及び調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

(前④に同じ。)

※上記の運用体制は平成20年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

リスク管理体制



ファンドの
仕組み・体制

上記の体制等は今後変更となる場合があります。

費用・税金

■ 直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お 買 付 時	お 申 込 手 数 料	販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、 2.1%（税抜2.0%） となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
ご 換 金 時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	1万口当り 解約請求受付日の翌営業日の基準価額の個別元本超過額に対して…… 10%※
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対して…………… 10%※
償 還 時	所得税および地方税	1万口当り 償還価額の個別元本超過額に対して…………… 10%※

※個人の受益者の場合。平成21年4月1日から20%となります。

- お申込手数料には、消費税等が課されます。
- 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
- ご換金手数料は、ありません。
- 信託財産留保額は、ありません。
- くわしくは「課税上の取扱い」をご参照下さい。

■ 信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

信 託 報 酬 等

時 期	費 用				
毎 日	総額	純資産総額に対して…………… 年率1.365%（税抜 1.30%）			
	配 分		委託会社	販売会社	受託会社
		200億円未満	年率0.63% (税抜0.6%)	年率0.6825% (税抜0.65%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
		200億円以上500億円未満	年率0.5775% (税抜0.55%)	年率0.735% (税抜0.7%)	
		500億円以上1,000億円未満	年率0.5250% (税抜0.5%)	年率0.7875% (税抜0.75%)	
		1,000億円以上	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.84% (税抜0.8%)	

(注) 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて上記のとおりです。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 上記の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- 委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年0.57%	1,500億円超3,000億円以下の部分	年0.37%
275億円超1,500億円以下の部分	年0.47%	3,000億円超の部分	年0.30%

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

その他の手数料等

- 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

〈マザーファンドより支弁する手数料等〉

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

課税上の取扱い

1 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、**10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。**収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。**なお、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用はありません。)**を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

2 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税7%)、平成21年4月1日から15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

費用・税金

個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

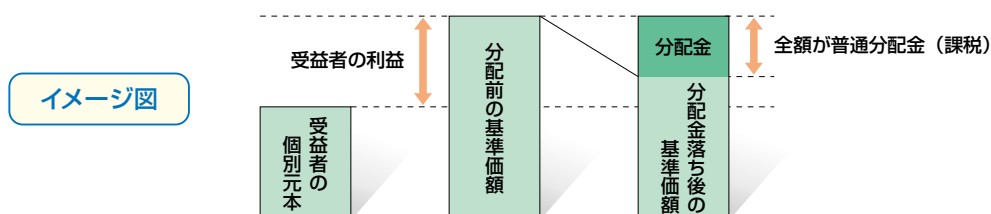
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ◆受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

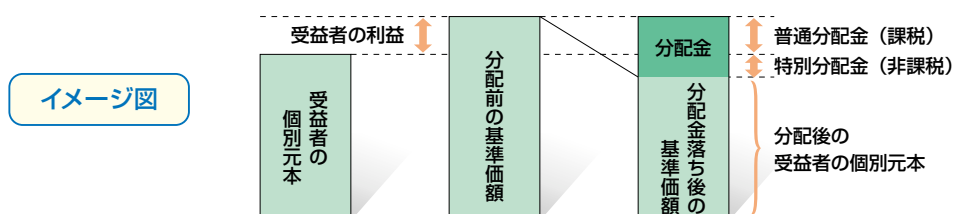
〈普通分配金の場合〉

- ◆受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



〈普通分配金と特別分配金がある場合〉

- ◆受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ◆受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

申込手続き等の概要

お買付けは

お申込方法

販売会社において取引口座を開設のうえお申込み下さい。

- 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「**分配金再投資コース**」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「**分配金支払いコース**」があります。

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- 「**分配金再投資コース**」を利用する場合、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結していただきます。

(注) 上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付は行ないません。

- 委託会社の各営業日*の**午後3時**（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額（1万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お申込手数料

販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、**2.1%（税抜 2.0%）**です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

お買付代金のお支払い

販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。

(注) くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

◆取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。くわしくは約款をご参照下さい。

申込手続き等の概要

ご換金は

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（LIFFE）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- 委託会社の各営業日*の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

- 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

お 手 取 額

1万口당りのお手取額は、次のとおりです。

【個人の受益者の場合】

●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税（個別元本超過額の10%。平成21年4月1日から20%。）を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

【法人の受益者の場合】

●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税（個別元本超過額の7%。平成21年4月1日から15%。）を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

ご換金代金のお支払い

原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

受け付けの制限

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。くわしくは約款をご参照下さい。

- ◆受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ◆一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。くわしくは約款をご参照下さい。

収益分配金・償還金のお支払いは

収益分配金

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合
収益分配金は、原則として決算日から起算して**5営業日**までに販売会社でお支払いします（税金が差引かれます。）。

償 還 金

- 償還金は、原則として信託終了日から起算して**5営業日**までに販売会社でお支払いします。

（注）収益分配時、償還時の税金について、くわしくは前掲「費用・税金」をご参照下さい。

- ◆収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- ◆「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
くわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

資産の評価は

[基準価額]

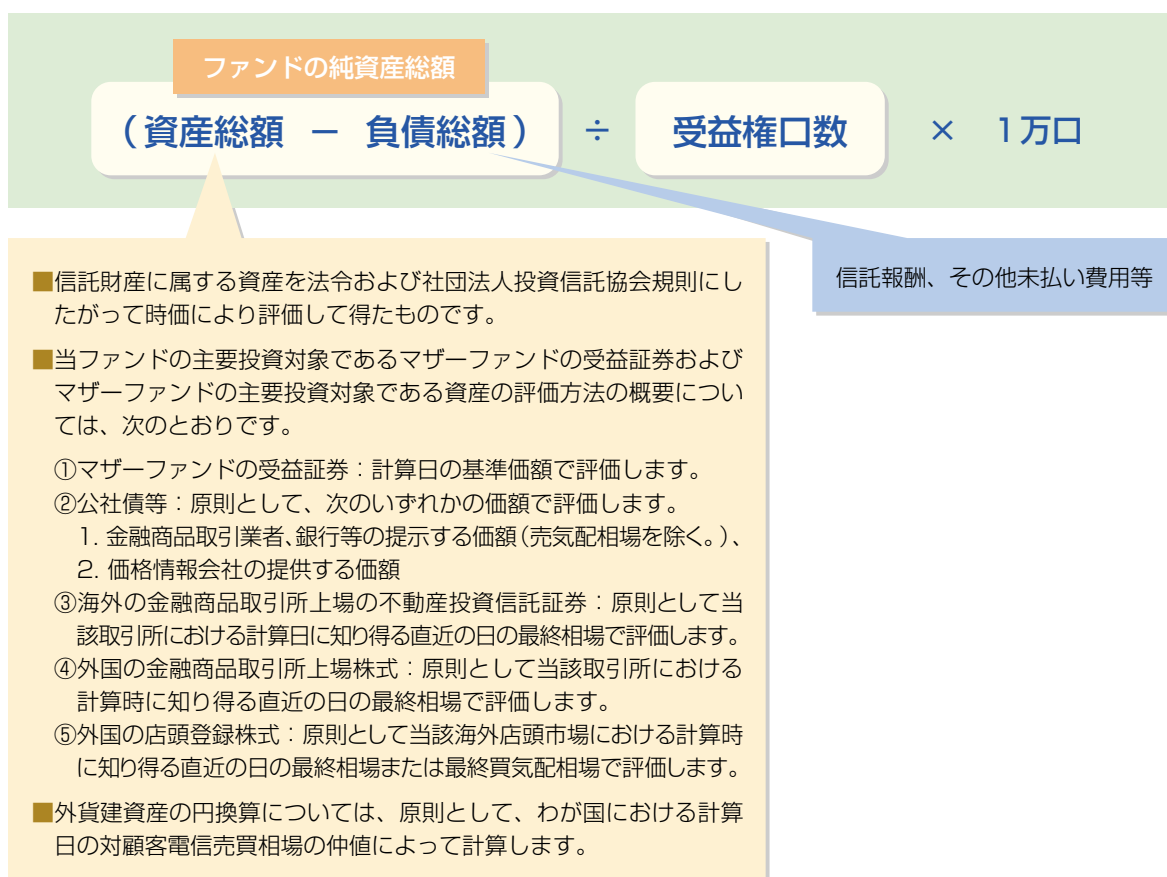
①基準価額

信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。
原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

②基準価額情報の入手方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

[基準価額の算出]



信託期間は

信託期間は、無期限です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

計算期間は

毎月10日から翌月9日までとします。

- 上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

信託金の限度額は

- 1兆8,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

繰上償還については

- 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託契約を解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
 - ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき

〔信託の終了（繰上償還）にかかる手続きの概要〕

- ①繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。
- ②前①の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
- ③異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、繰上償還は行ないません。
- ④繰上償還を行なう場合において、前②の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



（注）すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- 上記のほか、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託を終了させること（繰上償還）があります。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

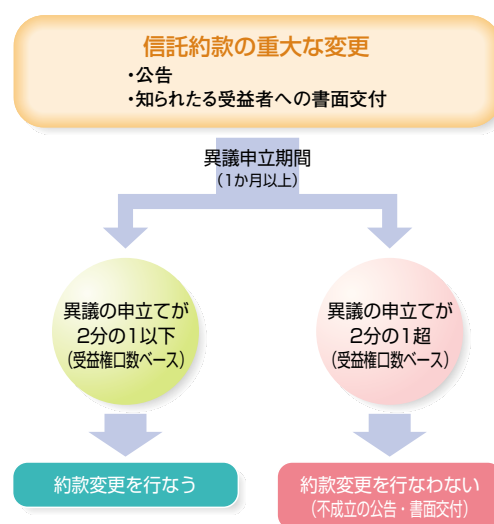
管理および運営の概要

約款変更については

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託約款を変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

〔変更内容が重大なときの信託約款の変更にかかる手続きの概要〕

- ① 信託約款を変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。
- ② 前①の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
- ③ 異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はしません。
- ④ 信託約款の変更を行なう場合において、前②の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



(注) すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- 監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

運用経過のお知らせなどは

- 委託会社は、毎年3月の計算期間終了日の翌日から9月の計算期間終了日までの期間および毎年9月の計算期間終了日の翌日から翌年3月の計算期間終了日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- 委託会社が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
※平成20年7月1日以降において、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

受益者の権利等については

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

- **収益分配金および償還金にかかる請求権**

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）を持分に応じて請求する権利を有します。

- **換金請求権**

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。

その他の情報

[有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所]

該当ありません。

[内国投資信託受益証券の形態等]

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

[発行価額の総額]

1兆円を上限とします。

[申込期間]

平成19年12月4日から平成20年12月2日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

[払込期日]

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

[払込取扱場所]

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。

[振替機関に関する事項]

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

[振替受益権について]

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

[保管]

該当事項はありません。

[関係法人との契約の更改]

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）と委託会社との運用委託契約は、原則としてファンドの信託期間終了まで存続します。

【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

【ファンドの詳細情報の項目】

- | | |
|---|---|
| <p>第1 ファンドの沿革</p> <p>第2 手続等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申込（販売）手続等 2 換金（解約）手続等 <p>第3 管理及び運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産管理等の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資産の評価 (2) 保管 (3) 信託期間 (4) 計算期間 (5) その他 2 受益者の権利等 | <p>第4 ファンドの経理状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務諸表 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表 (2) 損益及び剰余金計算書 (3) 注記表 (4) 附属明細表 2 ファンドの現況 純資産額計算書 平成 年 月 日 <ol style="list-style-type: none"> I 資産総額 II 負債総額 III 純資産総額（I－II） IV 発行済数量 V 1単位当たり純資産額（III／IV） <p>第5 設定及び解約の実績</p> |
|---|---|

ファンドの運用状況

[運用状況]

(1) 投資状況 (平成20年3月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	505,906,796,307	99.24
内 日本	505,906,796,307	99.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,888,209,726	0.76
純資産総額	509,795,006,033	100.00

(参考) 世界好配当株マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	155,862,032,861	93.46
内 オーストラリア	14,217,573,467	8.53
内 カナダ	2,858,161,410	1.71
内 スイス	1,109,157,280	0.67
内 ユーロ	28,658,222,183	17.18
内 英国	17,338,435,898	10.40
内 香港	17,318,940,210	10.38
内 韓国	6,288,399,780	3.77
内 ノルウェー	1,278,564,000	0.77
内 スウェーデン	4,104,280,875	2.46
内 シンガポール	5,266,954,805	3.16
内 台湾	8,340,550,901	5.00
内 米国	49,082,792,052	29.43
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,909,094,839	6.54
純資産総額	166,771,127,700	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	117,780,000	0.07
内 日本	117,780,000	0.07
為替予約取引 (売建)	118,302,169	△0.07
内 日本	118,302,169	△0.07

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	164,611,087,237	93.09
内 オーストラリア	23,448,709,661	13.26
内 カナダ	4,075,160,457	2.30
内 ユーロ	17,386,834,342	9.83
内 英国	22,902,418,990	12.95
内 香港	4,607,893,333	2.61
内 ニュージーランド	1,424,666,347	0.81
内 シンガポール	3,766,016,666	2.13
内 米国	86,999,387,441	49.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	12,225,513,146	6.91
純資産総額	176,836,600,383	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	212,202,666,255	97.50
内 オーストラリア	27,003,353,671	12.41
内 カナダ	26,645,034,365	12.24
内 デンマーク	3,237,430,325	1.49
内 ユーロ	54,405,483,728	25.00
内 英国	38,556,778,571	17.72
内 ノルウェー	5,039,872,976	2.32
内 スウェーデン	5,083,057,272	2.34
内 米国	52,231,655,346	24.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,443,827,180	2.50
純資産総額	217,646,493,435	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	1,180,818,200	0.54
内 日本	1,180,818,200	0.54

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

ファンドの運用状況

(2) 投資資産(平成20年3月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	160,692,867,460	1.11840 179,718,902,968	1.0928 175,605,165,560	— —	34.45%
2	世界好配当株マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	142,750,623,811	1.16810 166,747,003,673	1.1683 166,775,553,798	— —	32.71%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	166,608,331,074	0.97560 162,543,087,795	0.9815 163,526,076,949	— —	32.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.24%
合計	99.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 世界好配当株マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	AT&T INC 米国	株式 情報・通信業	980,000	3,507 3,437,498,862	3,773 3,697,692,292	— —	2.22%
2	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC 英国	株式 食料品	975,000	3,653 3,561,777,419	3,718 3,625,092,705	— —	2.17%
3	ALTRIA GROUP INC 米国	株式 食料品	415,000	7,466 3,098,455,902	7,397 3,069,766,496	— —	1.84%
4	CHINA MOBILE LTD 香港	株式 情報・通信業	2,000,000	1,416 2,833,974,000	1,522 3,045,042,000	— —	1.83%
5	WOOLWORTHS オーストラリア	株式 小売業	964,000	2,632 2,538,152,232	2,687 2,591,214,648	— —	1.55%
6	BANCO SANTANDER SA ユーロ	株式 銀行業	1,230,000	1,789 2,200,628,547	2,010 2,473,031,727	— —	1.48%
7	TOTAL SA ユーロ	株式 石油・石炭製 品	330,000	7,618 2,514,082,032	7,420 2,448,828,657	— —	1.47%
8	RIO TINTO LTD オーストラリア	株式 鉱業	215,000	12,036 2,587,801,920	11,274 2,424,091,890	— —	1.45%
9	E.ON AG ユーロ	株式 電気・ガス業	125,000	19,269 2,408,640,488	18,718 2,339,827,838	— —	1.40%
10	ENEL SPA ユーロ	株式 電力	2,200,000	1,097 2,415,244,920	1,062 2,336,940,870	— —	1.40%
11	R.W.E. AG ユーロ	株式 電気・ガス業	180,000	12,302 2,214,438,534	12,329 2,219,279,148	— —	1.33%
12	DIAGEO PLC 英国	株式 食料品	970,000	2,010 1,949,922,246	2,069 2,007,063,278	— —	1.20%
13	TEXTRON INC 米国	株式 輸送用機器	340,000	5,473 1,860,949,098	5,472 1,860,608,452	— —	1.12%
14	GENERAL ELECTRIC CO 米国	株式 電気機器	490,000	3,229 1,582,270,613	3,667 1,797,298,391	— —	1.08%
15	CONOCOPHILLIPS 米国	株式 石油・石炭製 品	230,000	7,850 1,805,704,332	7,581 1,743,716,779	— —	1.05%
16	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A S 英国	株式 石油・石炭製 品	510,000	3,403 1,735,974,261	3,417 1,743,118,188	— —	1.05%
17	QBE INSURANCE オーストラリア	株式 保険業	842,000	1,888 1,589,703,746	2,066 1,740,331,652	— —	1.04%
18	MCDONALD'S CORP 米国	株式 サービス業	310,000	5,236 1,623,448,703	5,558 1,723,147,772	— —	1.03%
19	VODAFONE GROUP PLC 英国	株式 情報・通信業	5,402,500	308 1,667,720,852	314 1,697,318,012	— —	1.02%

ファンドの運用状況

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	SOUTHERN CO 米国	株式 電気・ガス業	460,000	3,435 1,580,336,946	3,543 1,630,111,338	— —	0.98%
21	AIR PRODUCTS & CHEMICALS 米国	株式 化学	170,000	8,784 1,493,392,064	9,115 1,549,598,654	— —	0.93%
22	ATLAS COPCO AB-A SHS スウェーデン	株式 機械	890,000	1,699 1,512,372,879	1,672 1,488,402,625	— —	0.89%
23	BANK OF AMERICA CORP 米国	株式 銀行業	380,000	3,680 1,398,772,628	3,814 1,449,408,654	— —	0.87%
24	CHEVRON CORP 米国	株式 石油・石炭製 品	170,000	8,542 1,452,173,898	8,466 1,439,229,350	— —	0.86%
25	INTESA SANPAOLO ユーロ	株式 銀行業	2,000,000	672 1,344,615,000	711 1,422,760,860	— —	0.85%
26	PROCTER & GAMBLE CO 米国	株式 化学	195,000	6,592 1,285,537,890	6,957 1,356,652,752	— —	0.81%
27	LLOYDS TSB GROUP PLC 英国	株式 銀行業	1,500,000	848 1,272,699,600	902 1,354,344,480	— —	0.81%
28	CHINA STEEL CORP 台湾	株式 鉄鋼	8,703,000	155 1,352,903,108	155 1,352,903,108	— —	0.81%
29	BANK OF CHINA HONG KONG 香港	株式 銀行業	5,500,000	232 1,279,792,800	241 1,326,510,900	— —	0.80%
30	DNB NOR ASA ノルウェー	株式 銀行業	840,000	1,514 1,271,976,652	1,522 1,278,564,000	— —	0.77%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	93.46%
合計	93.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	2.88%
建設業	0.33%
食料品	7.99%
繊維製品	0.55%
化学	5.67%
医薬品	2.19%
石油・石炭製品	5.04%
ガラス・土石製品	0.52%
鉄鋼	1.56%
機械	3.17%
電気機器	3.78%
輸送用機器	1.82%
精密機器	0.45%

業種	投資比率
電気・ガス業	7.56%
陸運業	0.81%
海運業	0.29%
倉庫・運輸関連業	0.89%
情報・通信業	6.86%
卸売業	0.63%
小売業	2.97%
銀行業	16.83%
証券・商品先物取引業	0.50%
保険業	3.53%
その他金融業	0.79%
不動産業	1.94%
サービス業	3.14%
石油他	2.08%
建設資材	0.38%
コングロマリット	2.62%
電力	3.71%
その他製造	1.77%
新聞・出版	0.23%
合計	93.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買 2008年4月	買建	6,000,000	117,389,678	117,780,000	0.07%
		ユーロ売/円買 2008年4月	売建	747,943	117,389,678	118,302,169	△0.07%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ファンドの運用状況

(参考) 世界REITマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNIBAIL-RODAMCO ユーロ	投資証券 —	415,073	26,363 10,942,961,909	25,182 10,452,478,737	— —	5.91%
2	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	4,871,720	1,546 7,533,222,639	1,577 7,687,223,396	— —	4.35%
3	LAND SECURITIES PLC 英国	投資証券 —	2,196,752	3,099 6,808,446,283	2,995 6,580,692,880	— —	3.72%
4	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 —	672,119	8,454 5,682,575,489	9,251 6,218,138,905	— —	3.52%
5	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 —	657,980	8,836 5,814,410,029	9,229 6,072,828,252	— —	3.43%
6	SL GREEN REALTY CORP 米国	投資証券 —	593,919	8,458 5,023,390,540	8,149 4,840,115,927	— —	2.74%
7	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 —	533,833	8,136 4,343,439,469	8,778 4,686,331,891	— —	2.65%
8	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	2,691,800	1,642 4,420,242,734	1,624 4,371,698,275	— —	2.47%
9	MACERICH CO/THE 米国	投資証券 —	574,147	6,128 3,518,730,108	6,870 3,944,406,138	— —	2.23%
10	GENERAL GROWTH PROPERTIES 米国	投資証券 —	952,152	3,380 3,218,833,832	3,876 3,690,875,453	— —	2.09%
11	BRITISH LAND CO PLC 英国	投資証券 —	1,893,307	1,893 3,584,107,019	1,805 3,419,298,715	— —	1.93%
12	HAMMERSON PLC 英国	投資証券 —	1,504,279	2,177 3,275,111,425	2,169 3,263,070,574	— —	1.85%
13	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	1,037,142	2,863 2,969,783,724	3,125 3,242,031,218	— —	1.83%
14	REGENCY CENTERS CORP 米国	投資証券 —	486,289	5,749 2,796,112,734	6,419 3,121,573,365	— —	1.77%
15	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	745,087	3,728 2,777,736,418	4,042 3,012,138,254	— —	1.70%
16	SEGRO 英国	投資証券 —	2,830,846	1,000 2,832,402,965	1,004 2,843,732,577	— —	1.61%
17	DEVELOPERS DIV REALTY 米国	投資証券 —	639,180	3,734 2,386,871,816	4,164 2,662,119,695	— —	1.51%
18	DERWENT LONDON PLC 英国	投資証券 —	871,369	2,873 2,503,948,182	2,985 2,601,595,187	— —	1.47%
19	UDR INC 米国	投資証券 —	989,142	2,262 2,237,726,253	2,421 2,395,298,651	— —	1.35%
20	GPT GROUP オーストラリア	投資証券 —	8,167,179	273 2,232,785,864	287 2,345,174,415	— —	1.33%
21	SOVRAN SELF STORAGE INC 米国	投資証券 —	520,693	3,741 1,947,961,771	4,209 2,192,109,095	— —	1.24%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	DEXUS PROPERTY GROUP オーストラリア	投資証券 —	14,619,300	136 1,992,022,649	149 2,186,114,569	— —	1.24%
23	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN オーストラリア	投資証券 —	17,140,000	117 2,012,702,208	127 2,185,668,804	— —	1.24%
24	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU オーストラリア	投資証券 —	20,161,736	98 1,980,009,476	104 2,099,338,745	— —	1.19%
25	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 —	1,288,175	1,508 1,943,121,815	1,603 2,065,513,254	— —	1.17%
26	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 —	559,859	3,480 1,948,645,571	3,496 1,957,620,335	— —	1.11%
27	GREAT PORTLAND ESTATES PL 英国	投資証券 —	1,807,505	994 1,797,648,133	1,019 1,842,860,610	— —	1.04%
28	CAPTACOMMERCIAL TRUST シンガポール	投資証券 —	11,079,000	149 1,656,018,014	158 1,752,485,083	— —	0.99%
29	COMMONWEALTH PROPERTY OFF オーストラリア	投資証券 —	13,809,036	114 1,578,614,252	125 1,735,572,119	— —	0.98%
30	CFS RETAIL PROPERTY TRUST オーストラリア	投資証券 —	8,435,123	188 1,588,697,280	200 1,694,705,623	— —	0.96%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	93.09%
合計	93.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ファンドの運用状況

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	17,769,768,000	135.00 23,989,186,800	133.03 23,639,122,370	8.000000 21/06/07	10.86%
2	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	19,314,999,000	122.16 23,596,168,528	120.62 23,297,944,944	6.250000 24/01/04	10.70%
3	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	11,642,078,000	140.67 16,377,027,543	141.21 16,440,709,710	8.125000 21/05/15	7.55%
4	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	13,098,132,000	125.53 16,443,132,950	123.68 16,200,817,508	8.000000 15/03/28	7.44%
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	15,623,322,000	96.80 15,123,712,841	96.11 15,016,824,640	5.750000 21/05/15	6.90%
6	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	8,825,295,000	161.98 14,296,095,371	163.47 14,427,151,001	9.000000 25/06/01	6.63%
7	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	6,903,091,000	145.73 10,060,150,638	145.78 10,063,395,091	9.000000 18/11/15	4.62%
8	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	9,981,312,000	99.27 9,909,346,740	99.00 9,882,497,011	6.000000 17/02/15	4.54%
9	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	6,143,377,000	133.74 8,216,152,400	132.68 8,151,032,604	8.750000 17/08/25	3.75%
10	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	7,053,376,000	107.92 7,612,246,779	108.68 7,666,102,773	4.250000 15/08/15	3.52%
11	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	6,596,523,000	103.99 6,860,315,582	102.49 6,761,238,179	4.250000 17/07/04	3.11%
12	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	5,694,840,000	100.09 5,700,363,995	98.59 5,615,055,292	3.750000 17/01/04	2.58%
13	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	4,498,531,000	108.86 4,897,237,105	109.07 4,906,907,644	4.250000 14/11/15	2.25%
14	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	4,054,110,000	115.97 4,701,551,367	115.18 4,669,523,898	6.750000 14/05/05	2.15%
15	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	4,140,112,000	110.63 4,580,280,027	109.43 4,530,897,172	6.500000 13/05/15	2.08%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
16	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	3,398,865,000	108.96 3,703,573,247	109.08 3,707,583,908	5.250000 12/06/01	1.70%
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	3,056,040,000	103.44 3,161,430,870	104.27 3,186,685,710	4.000000 17/06/01	1.46%
18	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	2,924,859,000	106.71 3,121,387,997	105.32 3,080,490,747	5.000000 13/11/15	1.42%
19	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,093,971,000	137.32 2,875,608,495	138.51 2,900,463,931	7.500000 24/11/15	1.33%
20	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,284,332,000	121.87 2,783,967,148	122.67 2,802,212,908	6.250000 23/08/15	1.29%
21	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	2,521,386,000	98.17 2,475,376,709	98.13 2,474,236,082	4.000000 16/09/07	1.14%
22	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,959,000,000	107.77 2,111,333,897	108.11 2,117,933,670	4.500000 15/06/01	0.97%
23	GERMAN GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,119,746,000	101.28 2,146,921,144	99.75 2,114,595,017	3.750000 15/01/04	0.97%
24	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	2,146,716,000	93.67 2,010,927,222	92.89 1,994,191,828	5.250000 19/03/15	0.92%
25	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,332,527,000	141.03 1,879,309,316	141.65 1,887,604,447	8.125000 21/08/15	0.87%
26	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	1,703,230,000	106.98 1,822,183,583	107.90 1,837,887,364	4.125000 15/05/15	0.84%
27	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,067,655,000	152.61 1,629,423,031	154.19 1,646,249,274	8.000000 27/06/01	0.76%
28	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	1,560,858,000	101.17 1,579,120,039	100.66 1,571,159,663	4.250000 11/03/07	0.72%
29	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	940,517,000	120.64 1,134,639,709	118.41 1,113,666,180	6.000000 28/12/07	0.51%
30	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	931,767,000	109.53 1,020,586,618	110.34 1,028,139,661	4.750000 17/08/15	0.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ、投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.50%
合計	97.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ファンドの運用状況

ハ、投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2008年4月	買建	2,906,000	288,936,911	291,110,450	0.13%
		/ユーロ買/円売 2008年4月	買建	1,769,000	34,613,430	34,725,470	0.02%
		英ポンド買/円売 2008年4月	買建	1,086,000	215,890,144	217,258,560	0.10%
		ユーロ買/円売 2008年4月	買建	1,836,000	288,179,956	290,376,180	0.13%
		デンマーククローナ買/円売 2008年4月	買建	2,740,000	57,668,204	58,088,000	0.03%
		カナダドル買/円売 2008年4月	買建	1,477,000	144,024,361	144,644,540	0.07%
		オーストラリアドル買/円売 2008年4月	買建	1,577,000	143,977,791	144,615,000	0.07%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配前) (円)	純資産総額 (分配後) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配前)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配後)(円)
設定時 (平成17年11月18日)	29,455,311,324	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成18年3月9日)	94,075,690,564	94,997,886,432	1.0109	1.0208
第2特定期間末 (平成18年9月11日)	198,665,297,195	204,126,499,593	1.0106	1.0384
第3特定期間末 (平成19年3月9日)	536,452,338,190	538,417,742,729	0.9545	0.9580
平成19年3月末日	588,819,123,541	—	0.9739	—
4月末日	642,708,754,607	—	1.0131	—
5月末日	668,969,879,823	—	1.0211	—
6月末日	679,111,666,801	—	1.0203	—
7月末日	646,601,217,239	—	0.9439	—
8月末日	648,910,326,410	—	0.9237	—
第4特定期間末 (平成19年9月10日)	632,044,762,228	634,507,408,343	0.8983	0.9018
9月末日	675,373,256,741	—	0.9594	—
10月末日	677,770,912,742	—	0.9707	—
11月末日	615,346,538,918	—	0.8914	—
12月末日	615,181,657,771	—	0.9033	—
平成20年1月末日	546,559,117,867	—	0.8145	—
2月末日	544,076,645,122	—	0.8168	—
第5特定期間末 (平成20年3月10日)	516,900,636,437	519,226,621,662	0.7778	0.7813
3月末日	509,795,006,033	—	0.7724	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0330
第2特定期間	0.0570
第3特定期間	0.1595
第4特定期間	0.0425
第5特定期間	0.0210

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	4.4
第2特定期間	5.6
第3特定期間	10.2
第4特定期間	△1.4
第5特定期間	△11.1

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

ファンドの運用状況

[財務ハイライト情報]

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

りそな・世界資産分散ファンド

1 貸借対照表

区 分	前 期 平成 19 年 9 月 10 日現在	当 期 平成 20 年 3 月 10 日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,594,761,074	5,486,771,477
親投資信託受益証券	625,858,384,025	512,721,763,982
未収入金	—	2,000,000,000
流動資産合計	635,453,145,099	520,208,535,459
資産合計	635,453,145,099	520,208,535,459
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,462,646,115	2,325,985,225
未払解約金	177,469,577	433,389,075
未払受託者報酬	29,474,974	21,029,219
未払委託者報酬	736,874,439	525,730,639
その他未払費用	1,917,766	1,764,864
流動負債合計	3,408,382,871	3,307,899,022
負債合計	3,408,382,871	3,307,899,022
純資産の部		
元本等		
元本	703,613,175,984	664,567,207,158
剰余金		
期末欠損金	71,568,413,756	147,666,570,721
（うち分配準備積立金）	(10,834,417,035)	(5,351,602,314)
剰余金合計	△71,568,413,756	△147,666,570,721
元本等合計	632,044,762,228	516,900,636,437
純資産合計	632,044,762,228	516,900,636,437
負債・純資産合計	635,453,145,099	520,208,535,459

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	当 期 自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
営業収益		
受取利息	24,573,239	15,904,565
有価証券売買等損益	△11,080,796,210	△62,386,620,043
営業収益合計	△11,056,222,971	△62,370,715,478
営業費用		
受託者報酬	170,677,197	159,526,802
委託者報酬	4,266,931,108	3,988,171,107
その他費用	1,917,766	2,070,931
営業費用合計	4,439,526,071	4,149,768,840
営業損失金額	15,495,749,042	66,520,484,318
経常損失金額	15,495,749,042	66,520,484,318
当期純損失金額	15,495,749,042	66,520,484,318
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	82,213,807	611,716,060
期首欠損金	25,583,394,465	71,568,413,756
欠損金減少額	52,527,725	5,203,659,892
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）	(52,527,725)	(5,203,659,892)
欠損金増加額	2,798,192,737	1,092,353,118
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）	(2,798,192,737)	(1,092,353,118)
分配金	27,825,819,044	14,300,695,481
期末欠損金	71,568,413,756	147,666,570,721

ファンドの運用状況

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	当 期 自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取り扱い 平成 19 年 9 月 9 日が休日のため、当特定期間末日を平成 19 年 9 月 10 日としており、このため、当特定期間は 185 日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成 19 年 9 月 9 日が休日のため、前特定期間末日を平成 19 年 9 月 10 日としており、平成 20 年 3 月 9 日が休日のため、当特定期間末日を平成 20 年 3 月 10 日としております。このため、当特定期間は 182 日となっております。

約 款

追加型証券投資信託

(りそな・世界資産分散ファンド)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界REITマザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券	…	信託財産の純資産総額の3分の1
世界REITマザーファンドの受益証券	……………	信託財産の純資産総額の3分の1
世界好配当株マザーファンドの受益証券	……………	信託財産の純資産総額の3分の1
- ③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(りそな・世界資産分散ファンド)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆8,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

約 款

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締

結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第7号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
 2. 世界REITマザーファンドの受益証券
 3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券
 4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱い、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(特別の場合の外貨建価値証券への投資制限)

第23条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (削 除)

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする

こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとします。ただし、第1計算期間は、平成17年11月18日から平成17年12月9日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事

約 款

務所等への支払金等を含むものとします。)、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。))は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

約 款

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成17年11月18日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第42条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
 ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）
 オーストラリア証券取引所

用語解説

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

◆委託会社

- 商品の性格や運用の方針などのファンド内容を決め、信託銀行（受託銀行）への指図を通じて資金の実質的な運用を行なう会社です。また、投資家に商品を説明する書類（目論見書）や、運用内容・結果を説明する書類（運用報告書）を作成し、基準価額の計算も行ないます。投信会社、運用会社などと呼ばれる場合もあります。

◆格付け

- 債券の信用力の度合い（利払いや元本返済の確実性）を示したものです。格付け会社が発行体の財務能力、信用力、今後の方向性等を分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。
- 債券の発行体（国や自治体、企業等）自体の格付けのほか、発行される個々の債券ごとの格付けがあります。利払いや返済の条件によって、同じ発行体であっても、格付けが異なることもあります。また、債券だけでなく、国全体や保険などの債務支払い能力に対して付けられることもあります。
- 債券に投資するファンドの場合、ファンドの目的に合わせて、投資できる格付けの水準が定められている場合もあります。

◆基準価額

- ファンドの純資産総額を残存口数で割ったもので、毎営業日に計算されます。単位口数当り（※1）のファンドの当日価額を表しており、投資家が買付けあるいは換金を行なうときの基準となる価額です。
- また、運用成果を反映して毎日変動しますので、ファンドの運用成績を評価する基準（※2）ともなります。

※1：1口＝1円でスタートしたファンドの基準価額は、多くの場合、1万口当りで公表されます。

※2：信託報酬は既に控除されていますが、販売手数料や信託財産留保額は反映されていません。投資家が損益を計算する際にはそれらの費用のほか、税金等も考慮して計算する必要があります。

◆信託報酬

- 投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社（運用会社）、受託銀行の三者が、それぞれの役割に対して信託財産の中から受取る報酬です。
- 信託報酬は、信託財産から日々差し引かれます。信託財産から負債を引いて時価評価したものの、純資産総額を口数で割ったものが基準価額ですから、基準価額の段階では、既に信託報酬は控除されています。

◆追加型投資信託

- ファンド設定後も購入できる投資信託です。信託期間は無期限のものと期限付きのものがあります。

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

◆ヘッジ

- 株式相場などにおける将来の価格変動リスクを回避・軽減することをいいます。回避する手段としては、信用取引や先物、オプションなどのデリバティブ取引を用います。基本パターンとしては、保有現物株の値下がりによる損失を食い止めるために行なう売りヘッジ（信用売り・先物売り）と、将来購入予定の株が購入する前に値上がりしてしまうリスクを防ぐ目的で行なう買いヘッジ（信用買い・先物買い）が挙げられます。この他に、外貨建証券で運用するファンドが行なう為替ヘッジなどもあります。

◆マザーファンド（方式）

- ファンドの運用の一方式です。この方式の場合、投資家が購入する各ファンドはベビーファンドと呼ばれ、ベビーファンドは原則として別に設定したマザーファンドの受益証券に投資します。ベビーファンドの資金をまとめることにより、運用効率を高めることをねらいとしています。

◆目論見書（投資信託説明書）

- 有価証券の募集もしくは売出しの際、投資家に対して販売や勧誘を行なう際に当該有価証券の内容や発行者の事業内容を記載した法定開示資料です。
- 投資信託の目論見書は委託会社が作成します。ファンドの仕組みやリスク、運用方針、分配方針、約款の内容、それらに加え、既に設定されているファンドの場合は、これまでの運用状況などが記載されています。

りそな・世界資産分散ファンド (愛称：ブンさん)

投資信託説明書(請求目論見書)

平成20年6月4日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「りそな・世界資産分散ファンド(愛称:ブンさん)」の受益証券の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成19年12月3日に関東財務局長に提出しており、平成19年12月4日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成 17 年 11 月 18 日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1 万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の 9:00～17:00、半休日は 9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1 万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の 10%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の 7%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約

にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外国の店頭登録株式：原則として当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします（平成17年11月18日当初設定）。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎月 10 日から翌月 9 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の

- 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権
- 前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ④ 運用報告書
- 委託会社は、毎年 3 月の計算期間終了日の翌日から 9 月の計算期間終了日までの期間および毎年 9 月の計算期間終了日の翌日から翌年 3 月の計算期間終了日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- ⑤ 公告
1. 委託会社が受益者に対してする公告は、平成 20 年 6 月 30 日までは日本経済新聞に掲載し、平成 20 年 7 月 1 日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
- <http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 平成 20 年 7 月 1 日以降において、前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 関係法人との契約の更改
- 委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。
- コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）と委託会社との運用委託契約は、原則としてファンドの信託期間終了まで存続します。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者と、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間（平成19年3月10日から平成19年9月10日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成19年9月11日から平成20年3月10日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 10 月 26 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元太志 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、旧証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・世界資産分散ファンドの平成 19 年 3 月 10 日から平成 19 年 9 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・世界資産分散ファンドの平成 19 年 9 月 10 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 4 月 25 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

山元太志



指定社員
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・世界資産分散ファンドの平成 19 年 9 月 11 日から平成 20 年 3 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・世界資産分散ファンドの平成 20 年 3 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表
りそな・世界資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期 平成19年9月10日現在	当 期 平成20年3月10日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,594,761,074	5,486,771,477
親投資信託受益証券		625,858,384,025	512,721,763,982
未収入金		—	2,000,000,000
流動資産合計		635,453,145,099	520,208,535,459
資産合計		635,453,145,099	520,208,535,459
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		2,462,646,115	2,325,985,225
未払解約金		177,469,577	433,389,075
未払受託者報酬		29,474,974	21,029,219
未払委託者報酬		736,874,439	525,730,639
その他未払費用		1,917,766	1,764,864
流動負債合計		3,408,382,871	3,307,899,022
負債合計		3,408,382,871	3,307,899,022
純資産の部			
元本等			
元本	※1	703,613,175,984	664,567,207,158
剰余金			
期末欠損金		71,568,413,756	147,666,570,721
(うち分配準備積立金)		(10,834,417,035)	(5,351,602,314)
剰余金合計	※2	△71,568,413,756	△147,666,570,721
元本等合計		632,044,762,228	516,900,636,437
純資産合計		632,044,762,228	516,900,636,437
負債・純資産合計		635,453,145,099	520,208,535,459

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期 自 平成19年3月10日 至 平成19年9月10日 金 額 (円)	当 期 自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日 金 額 (円)
営業収益			
受取利息		24,573,239	15,904,565
有価証券売買等損益		△11,080,796,210	△62,386,620,043
営業収益合計		△11,056,222,971	△62,370,715,478
営業費用			
受託者報酬		170,677,197	159,526,802
委託者報酬	※1	4,266,931,108	3,988,171,107
その他費用		1,917,766	2,070,931
営業費用合計		4,439,526,071	4,149,768,840
営業損失金額		15,495,749,042	66,520,484,318
経常損失金額		15,495,749,042	66,520,484,318
当期純損失金額		15,495,749,042	66,520,484,318
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		82,213,807	611,716,060
期首欠損金		25,583,394,465	71,568,413,756
欠損金減少額		52,527,725	5,203,659,892
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）		(52,527,725)	(5,203,659,892)
欠損金増加額		2,798,192,737	1,092,353,118
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）		(2,798,192,737)	(1,092,353,118)
分配金	※2	27,825,819,044	14,300,695,481
期末欠損金		71,568,413,756	147,666,570,721

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	当 期 自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づい て評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間末日の取り扱い 平成 19 年 9 月 9 日が休日のため、 当特定期間末日を平成 19 年 9 月 10 日としており、このため、当 特定期間は 185 日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成 19 年 9 月 9 日が休日のため、 前特定期間末日を平成 19 年 9 月 10 日としており、平成 20 年 3 月 9 日が休日のため、当特定期間末 日を平成 20 年 3 月 10 日としてお ります。このため、当特定期間は 182 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 19 年 9 月 10 日現在	当 期 平成 20 年 3 月 10 日現在
1. ※1 期首元本額	562,035,732,655 円	703,613,175,984 円
期中追加設定元本額	163,989,385,108 円	13,158,816,306 円
期中一部解約元本額	22,411,941,779 円	52,204,785,132 円
2. 特定期間末日における受益権 の総数	703,613,175,984 口	664,567,207,158 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 71,568,413,756 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 147,666,570,721 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	当 期 自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託） の運用の指図に係る権限の全 部または一部を委託するため に要する費用	473,657,625 円	432,660,252 円
2. ※2 分配金の計算過程	（自平成 19 年 3 月 10 日 至平成 19 年 4 月 9 日） 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 （2,309,961,319 円）、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される 収益調整金（3,358,472,101 円） 及び 分 配 準 備 積 立 金 （2,205,313,944 円）より分配対 象額は 7,873,747,364 円（1 万口 当たり 127.42 円）であり、うち 2,120,448,106 円（1 万口当たり 34.31 円）を分配金額としており ます。 （自平成 19 年 4 月 10 日 至平成 19 年 5 月 9 日） 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 （3,243,647,967 円）、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 （5,286,564,891 円）、投資信託 約款に規定される収益調整金 （3,648,096,741 円）及び分配準 備積立金（2,387,929,054 円）よ り分配対象額は 14,566,238,653 円（1 万口当たり 226.77 円）で あり、うち 2,117,192,221 円（1 万口当たり 32.96 円）を分配金額 としております。 （自平成 19 年 5 月 10 日 至平成 19 年 6 月 11 日） 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等	（自平成 19 年 9 月 11 日 至平成 19 年 10 月 9 日） 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 （2,351,227,328 円）、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される 収益調整金（978,432,100 円）及 び 分 配 準 備 積 立 金 （10,743,958,935 円）より分配 対象額は 14,073,618,363 円（1 万口当たり 200.14 円）であり、 うち 2,414,318,724 円（1 万口当 たり 34.33 円）を分配金額として おります。 （自平成 19 年 10 月 10 日 至平成 19 年 11 月 9 日） 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 （1,289,346,351 円）、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有価 証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される 収益調整金（1,012,106,765 円） 及び 分 配 準 備 積 立 金 （10,525,686,378 円）より分配 対象額は 12,827,139,494 円（1 万口当たり 184.38 円）であり、 うち 2,431,982,712 円（1 万口当 たり 34.96 円）を分配金額として おります。 （自平成 19 年 11 月 10 日 至平成 19 年 12 月 10 日） 計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等

収益から費用を控除した額 (1,790,679,067 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (4,070,906,255 円) 及び分配準備積立金 (8,746,149,219 円) より分配対象額は 14,607,734,541 円 (1 万口当たり 221.61 円) であり、うち 2,156,367,533 円 (1 万口当たり 32.71 円) を分配金額としております。 (自平成 19 年 6 月 12 日 至平成 19 年 7 月 9 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,418,181,467 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (12,649,078,382 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (4,354,834,438 円) 及び分配準備積立金 (8,297,204,472 円) より分配対象額は 28,719,298,759 円 (1 万口当たり 430.27 円) であり、うち 16,538,920,627 円 (1 万口当たり 247.78 円) を分配金額としております。 (自平成 19 年 7 月 10 日 至平成 19 年 8 月 9 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,724,299,498 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (670,579,013 円) 及び分配準備積立金 (12,073,121,248 円) より分配対象額は 14,467,999,759 円 (1 万口当たり 208.00 円) であり、うち 2,430,244,442 円 (1 万口当たり 34.94 円) を分配金額としております。	収益から費用を控除した額 (1,283,298,097 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,026,630,776 円) 及び分配準備積立金 (9,259,856,839 円) より分配対象額は 11,569,785,712 円 (1 万口当たり 168.11 円) であり、うち 2,408,034,526 円 (1 万口当たり 34.99 円) を分配金額としております。 (自平成 19 年 12 月 11 日 至平成 20 年 1 月 9 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,247,502,851 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,027,573,927 円) 及び分配準備積立金 (8,015,697,417 円) より分配対象額は 11,290,774,195 円 (1 万口当たり 166.23 円) であり、うち 2,377,291,565 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。 (自平成 20 年 1 月 10 日 至平成 20 年 2 月 12 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,054,990,860 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,028,406,208 円) 及び分配準備積立金 (7,757,965,740 円) より分配対象額は 9,841,362,808 円 (1 万口当たり 147.01 円) であり、うち 2,343,082,729 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
---	--

	(自平成 19 年 8 月 10 日 至平成 19 年 9 月 10 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,983,314,339 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (886,267,980 円) 及び分配準備積立金 (11,313,748,811 円) より分配対象額は 14,183,331,130 円 (1 万口当たり 201.58 円) であり、うち 2,462,646,115 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自平成 20 年 2 月 13 日 至平成 20 年 3 月 10 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,263,470,394 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,030,261,452 円) 及び分配準備積立金 (6,414,117,145 円) より分配対象額は 8,707,848,991 円 (1 万口当たり 131.03 円) であり、うち 2,325,985,225 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
--	--	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成 19 年 9 月 10 日現在		当 期 平成 20 年 3 月 10 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	625,858,384,025	△42,215,720,805	512,721,763,982	△13,783,761,154
合 計	625,858,384,025	△42,215,720,805	512,721,763,982	△13,783,761,154

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前 期 自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	当 期 自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前 期 自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	当 期 自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1 ロ当たり情報)

	前 期 平成 19 年 9 月 10 日現在	当 期 平成 20 年 3 月 10 日現在
1 ロ当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.8983 円 (8,983 円)	0.7778 円 (7,778 円)

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	世界好配当株マザーファンド	142,750,623,811	166,747,003,673	
	世界REITマザーファンド	166,608,331,074	162,543,087,795	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	164,012,582,720	183,431,672,514	
合計		473,371,537,605	512,721,763,982	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「世界好配当株マザーファンド」受益証券、「世界REITマザーファンド」受益証券及び「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「世界好配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 19 年 9 月 10 日現在	平成 20 年 3 月 10 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,851,893,506	3,816,444,743
コール・ローン		4,964,968,165	5,090,187,879
株式		197,734,603,715	156,660,518,938
未収入金		855,193,374	1,475,910,572
未収配当金		715,110,461	635,488,643
流動資産合計		209,121,769,221	167,678,550,775
資産合計		209,121,769,221	167,678,550,775
負債の部			
流動負債			
未払金		1,652,415,451	937,690,239
流動負債合計		1,652,415,451	937,690,239
負債合計		1,652,415,451	937,690,239
純資産の部			
元本等			
元本	※1	152,271,436,731	142,750,623,811
剰余金			
期末剰余金		55,197,917,039	23,990,236,725
剰余金合計		55,197,917,039	23,990,236,725
元本等合計		207,469,353,770	166,740,860,536
純資産合計		207,469,353,770	166,740,860,536
負債・純資産合計		209,121,769,221	167,678,550,775

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基	外貨建取引等の処理基準 同左

	金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	
--	---	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 9 月 10 日現在	平成 20 年 3 月 10 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	137,639,944,997 円	152,271,436,731 円
同期中における追加設定元本額	22,649,585,449 円	66,804,730 円
同期中における一部解約元本額	8,018,093,715 円	9,587,617,650 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	152,271,436,731 円	142,750,623,811 円
計	152,271,436,731 円	142,750,623,811 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	152,271,436,731 口	142,750,623,811 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 9 月 10 日現在		平成 20 年 3 月 10 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	19,734,603,715	8,346,947,395	156,660,518,938	△16,450,701,051
合 計	19,734,603,715	8,346,947,395	156,660,518,938	△16,450,701,051

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成 19 年 3 月 10 日から平成 19 年 9 月 10 日まで、及び平成 19 年 9 月 11 日から平成 20 年 3 月 10 日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年3月10日 至 平成19年9月10日	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	平成19年9月10日現在	平成20年3月10日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3625 円 (13,625 円)	1,1681 円 (11,681 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル		株	米ドル	米ドル	
	AGL RESOURCES INC	90,000	34.550	3,109,500.000	
	REGAL ENTERTAINMENT GROUP	240,000	18.890	4,533,600.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	170,000	87.680	14,905,600.000	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	170,000	21.880	3,719,600.000	
	T ROWE PRICE GROUP INC	100,000	47.350	4,735,000.000	
	CATERPILLAR INC DEL	100,000	69.840	6,984,000.000	
	MORGAN STANLEY	190,000	39.860	7,573,400.000	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	196,000	39.100	7,663,600.000	
	DEERE & CO	110,000	83.220	9,154,200.000	
	COLGATE PALMOLIVE CO	100,000	74.890	7,489,000.000	
	COCA COLA CO	170,000	58.850	10,004,500.000	
	EAGLE MATERIALS INC	80,000	33.830	2,706,400.000	
	FPL GROUP INC	100,000	60.290	6,029,000.000	
	WACHOVIA CORP	230,000	27.220	6,260,600.000	
	US BANCORP	200,000	30.880	6,176,000.000	
	FAMILY DOLLAR STORES	180,000	18.800	3,384,000.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	490,000	32.230	15,792,700.000	
	GENERAL MILLS INC	30,000	54.730	1,641,900.000	
	FIRSTENERGY CORP	130,000	68.420	8,894,600.000	
	GENUINE PARTS CO	160,000	40.170	6,427,200.000	
	INT'L BUSINESS MACHINES	50,000	113.940	5,697,000.000	
	ELI LILLY & CO	150,000	49.700	7,455,000.000	
	LUBRIZOL CORP	127,000	58.010	7,367,270.000	
	LINCOLN NATIONAL CORP	180,000	48.550	8,739,000.000	
	MCDONALD'S CORP	310,000	52.270	16,203,700.000	
	MERCK & CO INC	270,000	41.750	11,272,500.000	
	OCH-ZIFF CAPITAL MANAGEME	222,200	20.280	4,506,216.000	
	ALTRIA GROUP INC	415,000	74.520	30,925,800.000	
	PFIZER INC	320,000	21.350	6,832,000.000	
	ALLIED CAPITAL CORP	230,000	20.220	4,650,600.000	
	PROCTER & GAMBLE CO	195,000	65.800	12,831,000.000	
	EXELON CORP	130,000	77.990	10,138,700.000	
	CONOCOPHILLIPS	230,000	78.360	18,022,800.000	
	CHEVRON CORP	170,000	85.260	14,494,200.000	
	STANLEY WORKS/THE	70,000	47.020	3,291,400.000	
	SOUTHERN CO	460,000	34.290	15,773,400.000	
	AT&T INC	980,000	35.010	34,309,800.000	
	MARATHON OIL CORP	250,000	51.460	12,865,000.000	
	WELLS FARGO & CO	350,000	28.110	9,838,500.000	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	200,000	44.940	8,988,000.000	
	NATIONAL FUEL GAS CO	90,000	48.010	4,320,900.000	
	TEXTRON INC	340,000	54.630	18,574,200.000	
	ONEOK INC	140,000	47.260	6,616,400.000	
	BANK OF AMERICA CORP	440,000	36.740	16,165,600.000	
	EMERSON ELECTRIC CO	80,000	49.460	3,956,800.000	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS	110,000	67.010	7,371,100.000	
	UST INC	110,000	53.860	5,924,600.000	
	ENTERGY CORP	67,000	105.480	7,067,160.000	
	MICROSOFT CORP	370,000	27.870	10,311,900.000	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	160,000	28.990	4,638,400.000	
	VF CORP	120,000	74.540	8,944,800.000	

米ドル	小計	株 10,572,200		米ドル 475,278,146.000 (48,635,212,680)	
カナダドル		株	カナダドル	カナダドル	
	BANK OF NOVA SCOTIA	190,000	44.860	8,523,400.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	160,000	46.110	7,377,600.000	
	TECK COMINCO LIMITED-CL B	130,000	41.590	5,406,700.000	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	180,000	36.770	6,618,600.000	
カナダドル	小計	株 660,000		カナダドル 27,926,300.000 (2,890,092,787)	
豪ドル		株	豪ドル	豪ドル	
	BHP BILLITON LTD	50,000	38.880	1,944,000.000	
	WESTPAC BANKING	545,000	21.140	11,521,300.000	
	AUSTRALIA & NZLAND BK	309,000	20.260	6,260,340.000	
	RIO TINTO LTD	215,000	131.200	28,208,000.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	40,000	39.350	1,574,000.000	
	QBE INSURANCE	842,000	20.580	17,328,360.000	
	ST GEORGE BANK LIMITED	360,000	22.080	7,948,800.000	
	WOOLWORTHS	964,000	28.700	27,666,800.000	
	TABCORP HOLDINGS LIMITED	644,000	14.780	9,518,320.000	
	TELSTRA CORPORATION	2,100,000	4.370	9,177,000.000	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	159,000	45.430	7,223,370.000	
	COCHLEAR LIMITED	142,000	55.690	7,907,980.000	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LT	770,000	4.000	3,080,000.000	
	TOLL HOLDINGS LIMITED	675,000	9.320	6,291,000.000	
	MACQUARIE AIRPORTS	1,320,000	3.150	4,158,000.000	
豪ドル	小計	株 9,135,000		豪ドル 149,807,270.000 (14,266,146,322)	
香港ドル		株	香港ドル	香港ドル	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	800,000	126.000	100,800,000.000	
	HOPEWELL HOLDINGS	2,700,000	32.000	86,400,000.000	
	CHEUNG KONG	650,000	107.100	69,615,000.000	
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	770,000	85.150	65,565,500.000	
	CHINA MERCHANTS HLDGS	2,300,000	37.400	86,020,000.000	
	CLP HOLDINGS LIMITED	700,000	57.050	39,935,000.000	
	JIANGSU EXPRESS CO LTD -H	5,000,000	6.890	34,450,000.000	
	HK & CHINA GAS	2,640,000	21.800	57,552,000.000	
	HANG SENG BANK	600,000	136.100	81,660,000.000	
	WING HANG BANK LIMITED	490,000	109.000	53,410,000.000	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG	1,800,000	30.850	55,530,000.000	
	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL	14,000,000	7.560	105,840,000.000	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	700,000	50.200	35,140,000.000	
	PETROCHINA CO LTD	8,400,000	10.520	88,368,000.000	
	CHINA MOBILE LTD	2,000,000	110.100	220,200,000.000	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTUR	1,200,000	30.300	36,360,000.000	
	COSCO PACIFIC	1,600,000	15.520	24,832,000.000	
	BANK OF CHINA HONG KONG	5,500,000	18.080	99,440,000.000	
香港ドル	小計	株 51,850,000		香港ドル 1,341,117,500.000 (17,635,695,125)	
シンガポール ドル		株	シンガポール ドル	シンガポール ドル	
	UNITED OVERSEAS BANK	800,000	17.600	14,080,000.000	
	FRASER & NEAVE LTD	2,300,000	4.620	10,626,000.000	
	KEPPEL CORP	1,000,000	9.950	9,950,000.000	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LT	391,000	19.200	7,507,200.000	
	O. C. B. C.	800,000	7.470	5,976,000.000	

	SEMBORP INDUSTRIES LTD	2,900,000	4.110	11,919,000.000	
	COSCO CORP SINGAPORE LTD	2,800,000	3.590	10,052,000.000	
シンガポール ドル	小計	株 10,991,000		シンガポール ドル 70,110,200.000 (5,174,833,862)	
台湾ドル	ASIA CEMENT CORP	株 2,000,000	台湾ドル 54.100	台湾ドル 108,200,000.000	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	4,000,000	79.200	316,800,000.000	
	CHINA STEEL CORP	8,703,000	47.250	411,216,750.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	3,515,000	87.800	308,617,000.000	
	POU CHEN	10,713,626	27.850	298,374,484.100	
	HON HAI PRECISION INDUS	1,872,000	189.000	353,808,000.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE COR	2,900,000	105.000	304,500,000.000	
	FAR EASTERN TEXTILE	7,210,000	51.600	372,036,000.000	
台湾ドル	小計	株 40,913,626		台湾ドル 2,473,552,234.100 (8,236,928,940)	
英ポンド	BARCLAYS PLC	株 850,000	英ポンド 4.255	英ポンド 3,616,750.000	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	310,000	10.470	3,245,700.000	
	DIAGEO PLC	920,000	10.040	9,236,800.000	
	VODAFONE GROUP PLC	5,202,500	1.543	8,027,457.500	
	INCHCAPE PLC	510,000	3.995	2,037,450.000	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	1,500,000	4.240	6,360,000.000	
	CENTRICA PLC	1,600,000	3.162	5,059,200.000	
	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC	945,000	18.230	17,227,350.000	
	HSBC HOLDINGS PLC USD 0.5	620,000	7.585	4,702,700.000	
	ANGLO AMERICAN PLC	210,000	33.000	6,930,000.000	
	CARNIVAL PLC	120,000	19.330	2,319,600.000	
	BT GROUP PLC	1,400,000	2.167	3,033,800.000	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A S	510,000	17.010	8,675,100.000	
	GREENE KING PLC	240,000	6.460	1,550,400.000	
英ポンド	小計	株 14,937,500		英ポンド 82,022,307.500 (16,956,471,629)	
スイスフラン	SWISSCOM AG-REG	株 32,000	スイスフラン 355.500	スイスフラン 11,376,000.000	
スイスフラン	小計	株 32,000		スイスフラン 11,376,000.000 (1,140,102,720)	
ノルウェー クローネ	DNB NOR ASA	株 770,000	ノルウェー クローネ 77.000	ノルウェー クローネ 59,290,000.000	
ノルウェー クローネ	小計	株 770,000		ノルウェー クローネ 59,290,000.000 (1,177,499,400)	
スウェーデン クローナ	S. K. F. AB-B SHS	株 550,000	スウェーデン クローナ 114.250	スウェーデン クローナ 62,837,500.000	
	SCANIA AB-B SHS	300,000	129.750	38,925,000.000	
	HENNES & MAURITZ AB-B	108,000	326.000	35,208,000.000	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	820,000	101.000	82,820,000.000	
	ASSA ABLOY AB-B	250,000	106.500	26,625,000.000	
スウェーデン クローナ	小計	株 2,028,000		スウェーデン クローナ 246,415,500.000 (4,127,459,625)	

韓国ウォン	HANKOOK TIRE CO LTD	株 200,000	韓国ウォン 13,300.000	韓国ウォン 2,660,000,000.000	
	POSCO	26,000	509,000.000	13,234,000,000.000	
	S-OIL CORPORATION	67,000	63,600.000	4,261,200,000.000	
	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPA	60,000	59,800.000	3,588,000,000.000	
	KT CORP	90,000	47,850.000	4,306,500,000.000	
	KT&G CORP	150,000	79,800.000	11,970,000,000.000	
	KANGWON LAND INC	190,000	19,800.000	3,762,000,000.000	
	KOREA GAS CORPORATION	125,000	74,400.000	9,300,000,000.000	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP	150,000	49,800.000	7,470,000,000.000	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	160,000	29,800.000	4,768,000,000.000	
韓国ウォン	小計	株 1,218,000		韓国ウォン 65,319,700,000.000 (7,002,271,840)	
ユーロ	BAYER AG	株 90,000	ユーロ 46.660	ユーロ 4,199,400.000	
	E.ON AG	125,000	121.810	15,226,250.000	
	BASF SE	80,000	83.000	6,640,000.000	
	ALLIANZ SE-REG	70,000	110.080	7,705,600.000	
	R.W.E. AG	180,000	77.770	13,998,600.000	
	REED ELSEVIER NV	197,164	12.210	2,407,372.440	
	AKZO NOBEL	110,000	52.530	5,778,300.000	
	ING GROEP N.V.	40,000	20.990	839,600.000	
	TNT NV	230,000	24.480	5,630,400.000	
	KONINKLIJKE BAM GROEP NV	67,000	13.780	923,260.000	
	TOTAL SA	330,000	48.160	15,892,800.000	
	AIR LIQUIDE	58,000	92.150	5,344,700.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	85,000	77.160	6,558,600.000	
	LAFARGE SA	45,000	112.930	5,081,850.000	
	BNP PARIBAS	96,000	57.450	5,515,200.000	
	AXA	480,000	20.730	9,950,400.000	
	CNP ASSURANCES	40,000	70.900	2,836,000.000	
	KBC GROUPE	90,000	79.560	7,160,400.000	
	FORTIS	516,666	14.740	7,615,656.840	
	UNICREDIT SPA	1,400,000	4.615	6,461,000.000	
	INTESA SANPAOLO	2,000,000	4.250	8,500,000.000	
	ENI SPA	300,000	22.590	6,777,000.000	
	ENEL SPA	2,200,000	6.940	15,268,000.000	
	BANCO SANTANDER SA	1,230,000	11.310	13,911,300.000	
	NOKIA OYJ	60,000	21.820	1,309,200.000	
	ALPHA BANK A.E.	280,000	19.000	5,320,000.000	
ユーロ	小計	株 10,399,830		ユーロ 186,850,889.280 (29,417,804,008)	
合計		株 153,507,156		156,660,518,938 [156,660,518,938]	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 51 銘柄	100%	—%	31.0%
カナダドル	株式 4 銘柄	100%	—%	1.8%
豪ドル	株式 15 銘柄	100%	—%	9.1%
香港ドル	株式 18 銘柄	100%	—%	11.3%
シンガポールドル	株式 7 銘柄	100%	—%	3.3%
台湾ドル	株式 8 銘柄	100%	—%	5.3%
英ポンド	株式 14 銘柄	100%	—%	10.8%
スイスフラン	株式 1 銘柄	100%	—%	0.7%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	100%	—%	0.8%
スウェーデンクローナ	株式 5 銘柄	100%	—%	2.6%
韓国ウォン	株式 10 銘柄	100%	—%	4.5%
ユーロ	株式 26 銘柄	100%	—%	18.8%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年9月10日現在	平成20年3月10日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		8,900,641,553	14,324,279,385
コール・ローン		3,821,761,486	595,622,026
投資証券		211,430,143,185	160,838,960,493
派生商品評価勘定		37,464,237	150,882
未収入金		4,081,032,543	31,991,578
未収配当金		281,834,962	134,799,248
流動資産合計		228,552,877,966	175,925,803,612
資産合計		228,552,877,966	175,925,803,612
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		28,547,529	297,881
未払金		7,709,478,977	95,228,620
未払解約金		100,000,000	—
流動負債合計		7,838,026,506	95,526,501
負債合計		7,838,026,506	95,526,501
純資産の部			
元本等			
元本	※1	182,750,676,029	180,231,982,393
剰余金			
期末剰余金		37,964,175,431	—
期末欠損金		—	4,401,705,282
剰余金合計	※2	37,964,175,431	△4,401,705,282
元本等合計		220,714,851,460	175,830,277,111
純資産合計		220,714,851,460	175,830,277,111
負債・純資産合計		228,552,877,966	175,925,803,612

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基	外貨建取引等の処理基準 同左

	金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
--	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 9 月 10 日現在	平成 20 年 3 月 10 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	145,027,118,895 円	182,750,676,029 円
同期中における追加設定元本額		
同期中における一部解約元本額	47,356,301,706 円	466,235,911 円
同期末における元本の内訳	9,632,744,572 円	2,984,929,547 円
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	168,763,410,949 円	166,608,331,074 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,653,304,051 円	4,461,318,266 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,146,422,841 円	2,150,042,286 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	689,808,731 円	648,873,007 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	457,313,617 円	439,320,843 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,187,205,386 円	2,125,433,241 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	488,854,738 円	500,836,515 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	2,911,535,308 円	2,881,273,765 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	452,820,408 円	416,553,396 円
計	182,750,676,029 円	180,231,982,393 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	182,750,676,029 口	180,231,982,393 口
3. ※2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 4,401,705,282 円であります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年9月10日現在		平成20年3月10日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資証券	211,430,143,185	△28,341,853,619	160,838,960,493	△30,710,454,139
合 計	211,430,143,185	△28,341,853,619	160,838,960,493	△30,710,454,139

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成19年3月10日から平成19年9月10日まで、及び平成19年9月11日から平成20年3月10日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年3月10日 至 平成19年9月10日	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、配当金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成19年9月10日現在				平成20年3月10日現在			
	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
市場取引 以外の取引								
為替予約取引								
売 建	1,723,709,335	—	1,689,053,840	34,655,495	244,953,748	—	244,898,306	55,442
米ドル	69,626,041	—	69,613,695	12,346	21,933,799	—	21,814,409	119,390
カナダドル	—	—	—	—	20,714,000	—	20,694,000	20,000
豪ドル	1,545,908,790	—	1,511,279,564	34,629,226	14,503,469	—	14,497,377	6,092
香港ドル	—	—	—	—	52,540,000	—	52,560,000	△20,000
シンガポール ドル	—	—	—	—	78,038,080	—	78,080,400	△42,320
ニュージー ランドドル	—	—	—	—	14,628,600	—	14,623,200	5,400
英ポンド	—	—	—	—	32,214,000	—	32,240,520	△26,520
ユーロ	108,174,504	—	108,160,581	13,923	10,381,800	—	10,388,400	△6,600
買 建	1,723,709,335	—	1,697,970,548	△25,738,787	36,437,268	—	36,234,827	△202,441
米ドル	1,654,083,294	—	1,628,361,160	△25,722,134	14,503,469	—	14,487,910	△15,559
豪ドル	—	—	—	—	21,933,799	—	21,746,917	△186,882
英ポンド	69,626,041	—	69,609,388	△16,653	—	—	—	—
合 計	3,447,418,670	—	3,387,024,388	8,916,708	281,391,016	—	281,133,133	△146,999

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成 19 年 9 月 10 日現在	平成 20 年 3 月 10 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 2077 円 (12, 077 円)	0. 9756 円 (9, 756 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	613, 219	51, 583, 982. 280	
		BOSTON PROPERTIES INC	657, 980	58, 033, 836. 000	
		BIOMED REALTY TRUST INC	627, 616	13, 575, 334. 080	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	478, 752	15, 952, 016. 640	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	905, 152	30, 530, 776. 960	
		VORNADO REALTY TRUST	508, 633	41, 199, 273. 000	
		EQUITY RESIDENTIAL	745, 087	27, 724, 687. 270	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	2, 991, 800	49, 035, 602. 000	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	520, 693	19, 442, 676. 620	
		VENTAS INC	363, 465	14, 898, 430. 350	
		BRE PROPERTIES-CL A	289, 300	12, 344, 431. 000	
		MACK-CALI REALTY CORP	559, 859	19, 449, 501. 660	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	378, 220	8, 770, 921. 800	
		DEVELOPERS DIV REALTY	596, 180	22, 124, 239. 800	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	196, 848	8, 291, 237. 760	
		EQUITY ONE INC	376, 208	7, 934, 226. 720	
		HEALTH CARE REIT INC	235, 350	9, 623, 461. 500	
		HOME PROPERTIES INC	199, 465	9, 340, 945. 950	
		HOSPITALITY PROPERTIES	252, 864	8, 852, 768. 640	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	1, 037, 142	29, 641, 518. 360	
		MID-AMERICA APARTMENT COM	264, 000	12, 526, 800. 000	
		MACERICH CO/THE	574, 147	35, 120, 571. 990	
		MISSION WEST PROPERTIES	186, 760	1, 684, 575. 200	
		PARKWAY PROPERTIES INC	229, 521	8, 010, 282. 900	
		REGENCY CENTERS CORP	437, 689	25, 031, 433. 910	
		SL GREEN REALTY CORP	593, 919	50, 138, 641. 980	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	654, 914	13, 949, 668. 200	
		UDR INC	1, 061, 942	23, 978, 650. 360	
		WASHINGTON REAL ESTATE IN	269, 731	8, 342, 779. 830	
		HEALTH CARE REIT 7. 875% D	64, 200	1, 535, 022. 000	
		CBL&ASSOC PROP 7. 75% C	75, 828	1, 565, 848. 200	
		COUSINS PROPERTY 7. 75% A	52, 500	1, 149, 750. 000	
		MAGUIRE PROPS 7. 625% A	64	806. 400	
		SL GREEN REALTY 7. 625% C	62, 600	1, 377, 200. 000	
		PS BUSINESS PARK 7% H	127, 400	2, 751, 840. 000	
		DEVELOP DIV RLTY 8% G	73, 800	1, 701, 090. 000	
		DEVELOP DIV RLTY 7. 5% I	64, 600	1, 473, 526. 000	

	APARTMENT INVEST 8% T	203,500	4,194,135.000	
	APARTMENT INVEST 7.75% U	69,400	1,429,640.000	
	BRANDYWINE RLTY 7.375% D	34,700	738,763.000	
	BRANDYWINE RLTY 7.5% C	32,100	676,347.000	
	HCP INC 7.1% F	100,000	2,227,000.000	
	HOSPITALITY PROP 8.875% B	50,633	1,242,027.490	
	HRPT PROPERTIES 8.75% B	36,175	875,435.000	
	PROLOGIS TRUST 6.75% F	43,000	989,000.000	
	SAUL CENTERS INC 8% A	53,800	1,318,100.000	
	WEINGARTEN RLTY 6.75% D	165,758	3,762,706.600	
	INLAND REAL ESTATE CORP	672,000	9,374,400.000	
	STRATEGIC HOTELS&RESORTS	979,217	13,190,052.990	
	KIMCO REALTY 7.75% G	120,000	2,868,000.000	
	DUKE REALTY CORP 8.375 O	42,700	1,048,712.000	
	HEALTH CARE REIT 7.625% F	59,900	1,442,991.000	
	CORP OFFICE PROPS 8% G	62,200	1,552,512.000	
	CORP OFFICE PROPS 7.5% H	48,000	1,142,400.000	
	APARTMENT INVEST 8% V	35,200	735,680.000	
	PS BUSINESS PARK 7.6% L	46,200	1,076,922.000	
	ASHFORD HOSPITAL 8.55% A	23,393	439,086.610	
	U-STORE-IT TRUST	361,700	3,696,574.000	
	KILROY REALTY CORP 7.5% F	86,747	1,839,036.400	
	TANGER FACTORY 7.50% C	53,900	1,207,360.000	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	301,600	4,539,080.000	
	CBL&ASSOC PROP 7.375% D	67,890	1,357,800.000	
	COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600	1,272,600.000	
	VORNADO RLTY TST 6.625% G	96,510	2,046,012.000	
	APARTMENT INVEST 7.875% Y	57,800	1,191,258.000	
	DIGITAL REALTY 8.5% A	37,200	883,500.000	
	SUNSTONE HOTEL 8% A	59,000	1,132,800.000	
	TAUBMAN CENTERS 7.625% H	48,700	1,132,275.000	
	DIGITAL REALTY 7.875% B	31,000	713,000.000	
	PS BUSINESS PARKS 7.2% M	121,900	2,689,114.000	
	VORNADO REALTY TST 6.75%F	162,100	3,525,675.000	
	VORNADO REALTY TST 6.75%H	100,900	2,232,917.000	
	LASALLE HOTEL 7.5000% D	37,600	798,624.000	
	LASALLE HOTEL 8% E	88,200	1,984,500.000	
	HRPT PROPERTIES 7.125% C	159,100	3,414,286.000	
	PUBLIC STORAGE 6.95% H	135,100	3,047,856.000	
	PUBLIC STORAGE INC I	95,200	2,287,656.000	
	PS BUSINESS PARK 7.375% O	58,300	1,332,155.000	
	PUBLIC STORAGE INC -K	236,500	5,673,635.000	
	NAT'L RETAIL PROP CL C	122,200	2,590,640.000	
	DOUGLAS EMMETT	539,495	11,221,496.000	
	PUBLIC STORAGE INC L	459,600	10,295,040.000	
	LASALLE HOTEL G	137,000	2,900,290.000	
	REALTY INCOME PFD E	289,200	6,324,804.000	
	PUBLIC STORAGE INC M	400,100	8,774,193.000	
	PS BUSINESS PARK P	159,600	3,375,540.000	
	BIOMED REALTY 7.375 A	228,000	4,865,520.000	
	WEINGARTEN RLTY F	92,200	1,945,420.000	
	HOSPITALITY PROP C	210,000	4,017,300.000	
	FIRST IND REALTY 7.25% J	106,000	2,274,760.000	
	DUKE REALTY CORP 6.95% M	129,000	2,805,750.000	
米ドル	小計	25,535,266	米ドル 808,400,732.450 (82,723,646,952)	
カナダドル	CAN REAL ESTATE INVEST TR	633,600	カナダドル 16,936,128.000	

	BOARDWALK REAL ESTATE INV	105,800	3,819,380.000	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA	1,288,175	19,837,895.000	
カナダドル	小計	2,027,575	カナダドル 40,593,403.000 (4,201,011,276)	
豪ドル	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN	17,140,000	豪ドル 21,939,200.000	
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	8,229,123	16,869,702.150	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	12,309,036	15,263,204.640	
	DEXUS PROPERTY GROUP	11,619,300	17,196,564.000	
	GPT GROUP	8,167,179	24,338,193.420	
	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU	19,161,736	20,503,057.520	
	MACQUARIE DDR TRUST	33,566,400	20,139,840.000	
	MIRVAC GROUP	2,621,707	9,044,889.150	
	WESTFIELD GROUP	4,531,720	76,359,482.000	
	RUBICON EUROPE TRUST GROU	6,636,771	1,128,251.070	
豪ドル	小計	123,982,972	豪ドル 222,782,383.950 (21,215,566,424)	
香港ドル	LINK REIT	6,673,500	香港ドル 124,127,100.000	
	CHAMPION REIT	30,552,042	125,874,413.040	
	FORTUNE REAL ESTATE INVES	24,842,000	134,643,640.000	
香港ドル	小計	62,067,542	香港ドル 384,645,153.040 (5,058,083,762)	
シンガポール ドル	CAPITACOMMERCIAL TRUST	11,079,000	シンガポール ドル 22,822,740.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	2,627,400	5,517,540.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	16,354,000	14,963,910.000	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	4,530,000	5,934,300.000	
シンガポール ドル	小計	34,590,400	シンガポール ドル 49,238,490.000 (3,634,292,947)	
ニュージー ランドドル	KIWI INCOME PROPERTY TRU	6,287,500	ニュージー ランドドル 7,859,375.000	
	AMP NZ OFFICE TRUST	9,422,087	10,835,400.050	
ニュージー ランドドル	小計	15,709,587	ニュージー ランドドル 18,694,775.050 (1,519,511,316)	
英ポンド	LAND SECURITIES PLC	2,134,100	英ポンド 33,099,891.000	
	SEGRO	2,986,846	14,934,230.000	
	HAMMERSON PLC	1,504,279	16,366,555.520	
	BRITISH LAND CO PLC	1,893,307	17,910,684.220	
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	1,807,505	8,983,299.850	
	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	385,230	3,784,884.750	
	BRIXTON PLC	2,518,076	8,057,843.200	
	DERWENT LONDON PLC	871,369	12,512,858.840	
英ポンド	小計	14,100,712	英ポンド 115,650,247.380 (23,908,375,641)	
ユーロ	CORIO NV	143,421	ユーロ 8,086,075.980	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-C	171,025	6,078,228.500	

		VASTNED OFFICES/INDUSTRIA	257, 196	5, 388, 256. 200	
		VASTNED RETAIL NV	87, 997	5, 685, 486. 170	
		ICADE	53, 600	4, 984, 800. 000	
		UNIBAIL-RODAMCO	432, 107	72, 014, 952. 620	
		KLEPIERRE	81, 305	3, 034, 302. 600	
		FONCIERE DES REGIONS	130, 726	12, 731, 405. 140	
	ユーロ	小計	1, 357, 377	ユーロ 118, 003, 507. 210 (18, 578, 472, 175)	
投資証券	合計			160, 838, 960, 493 [160, 838, 960, 493]	
合計				160, 838, 960, 493 [160, 838, 960, 493]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 91 銘柄	—%	100%	51. 4%
カナダドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	2. 6%
豪ドル	投資証券 10 銘柄	—%	100%	13. 2%
香港ドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	3. 1%
シンガポールドル	投資証券 4 銘柄	—%	100%	2. 3%
ニュージーランドドル	投資証券 2 銘柄	—%	100%	0. 9%
英ポンド	投資証券 8 銘柄	—%	100%	14. 9%
ユーロ	投資証券 8 銘柄	—%	100%	11. 6%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年9月10日現在	平成20年3月10日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		562,834,301	—
コール・ローン		143,978,791	2,440,314,162
国債証券		227,567,420,097	218,618,577,561
未収入金		—	12,761,359,315
未収利息		3,156,285,587	3,374,195,182
前払費用		914,846,665	566,229,516
流動資産合計		232,345,365,441	237,760,675,736
資産合計		232,345,365,441	237,760,675,736
負債の部			
流動負債			
前受金		—	136,313,549
未払金		—	12,338,043,213
未払解約金		20,000,000	2,070,000,000
流動負債合計		20,000,000	14,544,356,762
負債合計		20,000,000	14,544,356,762
純資産の部			
元本等			
元本	※1	209,904,127,261	199,584,664,200
剰余金			
期末剰余金		22,421,238,180	23,631,654,774
剰余金合計		22,421,238,180	23,631,654,774
元本等合計		232,325,365,441	223,216,318,974
純資産合計		232,325,365,441	223,216,318,974
負債・純資産合計		232,345,365,441	237,760,675,736

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 19 年 3 月 10 日 至 平成 19 年 9 月 10 日	自 平成 19 年 9 月 11 日 至 平成 20 年 3 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 9 月 10 日現在	平成 20 年 3 月 10 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本 額	178,065,555,307 円	209,904,127,261 円
同期中における追加設定元本額	47,361,666,478 円	23,153,861,318 円
同期中における一部解約元本額	15,523,094,524 円	33,473,324,379 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	193,867,889,481 円	164,012,582,720 円
りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド(毎 月決算型)	949,127 円	23,067,769,701 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	5,294,798,654 円	4,095,684,268 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,459,810,121 円	2,024,418,010 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	800,442,742 円	598,357,022 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	530,821,392 円	405,109,600 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	2,546,118,122 円	1,944,151,870 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	562,745,213 円	466,975,416 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,328,346,644 円	2,578,369,452 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	512,205,765 円	391,246,141 円
計	209,904,127,261 円	199,584,664,200 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日における当該親投資信託の受益 権の総数	209,904,127,261 口	199,584,664,200 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 9 月 10 日現在		平成 20 年 3 月 10 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
国債証券	227,567,420,097	△1,770,358,588	218,618,577,561	5,013,290,010
合 計	227,567,420,097	△1,770,358,588	218,618,577,561	5,013,290,010

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 19 年 3 月 10 日から平成 19 年 9 月 10 日まで、及び平成 19 年 9 月 11 日から平成 20 年 3 月 10 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年3月10日 至 平成19年9月10日	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	平成19年9月10日現在	平成20年3月10日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1068 円 (11,068 円)	1,1184 円 (11,184 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	800,000.000	857,248.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,200,000.000	1,285,872.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,400,000.000	1,500,184.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20130815	3,400,000.000	3,694,304.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	9,300,000.000	10,090,500.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	12,300,000.000	13,345,500.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20150515	17,000,000.000	18,187,280.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20150815	400,000.000	430,500.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20110115	700,000.000	749,980.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20110115	400,000.000	428,560.000	
		4.75% U.S. TREASURY NOTE 20170815	2,500,000.000	2,736,700.000	
		4.75% U.S. TREASURY NOTE 20170815	18,100,000.000	19,813,708.000	
		4.75% U.S. TREASURY NOTE 20170815	5,000,000.000	5,473,400.000	
		4.75% U.S. TREASURY NOTE 20170815	300,000.000	328,404.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20090831	1,000,000.000	1,036,250.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	1,700,000.000	1,828,554.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20120831	300,000.000	322,686.000	
		3.5% U.S. TREASURY NOTE 20180215	4,300,000.000	4,284,520.000	
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,722,212.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	145,734.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	145,734.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,457,340.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,457,340.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,600,000.000	2,331,744.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,200,000.000	3,206,148.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	437,202.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	1,020,138.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,165,872.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,457,340.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,457,340.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	582,936.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	200,000.000	291,468.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,748,808.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,500,000.000	2,186,010.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,000,000.000	2,914,680.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,457,340.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,497,616.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,683,626.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,500,000.000	3,643,350.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	582,936.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,683,626.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	5,000,000.000	7,286,700.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,800,000.000	2,623,212.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,600,000.000	3,789,084.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	437,202.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,165,872.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,748,808.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	1,020,138.000	

9% U.S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	1,020,138.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	600,000.000	874,404.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,700,000.000	3,934,818.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,663,488.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,900,000.000	4,226,286.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,800,000.000	5,537,892.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,748,808.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,300,000.000	1,894,542.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,457,340.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	500,000.000	728,670.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,497,616.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,000,000.000	4,372,020.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,165,872.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,663,488.000	
8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,604,449.000	
7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	800,000.000	1,102,496.000	
7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	900,000.000	1,240,308.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,800,000.000	5,345,498.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,700,000.000	3,798,117.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	25,000,000.000	35,167,750.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	2,110,065.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	700,000.000	984,697.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,125,368.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	422,013.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	422,013.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	300,000.000	422,013.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	200,000.000	281,342.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	400,000.000	562,684.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	8,440,260.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	8,440,260.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,220,130.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,000,000.000	1,406,710.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	7,000,000.000	9,846,970.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	9,100,000.000	12,801,061.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,688,052.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,813,420.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,220,130.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,900,000.000	6,892,879.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,800,000.000	6,752,208.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	5,204,827.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,330,195.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,125,368.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,220,130.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,330,195.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	5,204,827.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	6,330,195.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	2,110,065.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,220,130.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	5,500,000.000	7,736,905.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,200,000.000	3,094,762.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,300,000.000	4,642,143.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,813,420.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	4,220,130.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,000,000.000	5,626,840.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,500,000.000	3,516,775.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,800,000.000	2,532,078.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,688,052.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,400,000.000	1,969,394.000	

	8. 125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1, 100, 000. 000	1, 547, 381. 000	
	8. 125% U.S. TREASURY BOND 20210815	3, 500, 000. 000	4, 929, 505. 000	
	8. 125% U.S. TREASURY BOND 20210815	1, 700, 000. 000	2, 394, 331. 000	
	8. 125% U.S. TREASURY BOND 20210815	1, 600, 000. 000	2, 253, 488. 000	
	8. 125% U.S. TREASURY BOND 20210815	500, 000. 000	704, 215. 000	
	8. 125% U.S. TREASURY BOND 20210815	6, 500, 000. 000	9, 154, 795. 000	
	7. 25% U.S. TREASURY BOND 20220815	7, 000, 000. 000	9, 260, 720. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20221115	1, 000, 000. 000	1, 366, 090. 000	
	7. 125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1, 200, 000. 000	1, 573, 872. 000	
	6. 25% U.S. TREASURY BOND 20230815	8, 900, 000. 000	10, 831, 567. 000	
	6. 25% U.S. TREASURY BOND 20230815	3, 300, 000. 000	4, 016, 199. 000	
	6. 25% U.S. TREASURY BOND 20230815	2, 000, 000. 000	2, 434, 060. 000	
	6. 25% U.S. TREASURY BOND 20230815	100, 000. 000	121, 703. 000	
	6. 25% U.S. TREASURY BOND 20230815	200, 000. 000	243, 406. 000	
	7. 5% U.S. TREASURY BOND 20241115	7, 200, 000. 000	9, 887, 616. 000	
	7. 5% U.S. TREASURY BOND 20241115	5, 500, 000. 000	7, 553, 040. 000	
	7. 5% U.S. TREASURY BOND 20241115	4, 500, 000. 000	6, 179, 760. 000	
	7. 5% U.S. TREASURY BOND 20241115	2, 600, 000. 000	3, 570, 528. 000	
	7. 5% U.S. TREASURY BOND 20241115	1, 100, 000. 000	1, 510, 608. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	6, 000, 000. 000	8, 340, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	11, 000, 000. 000	15, 290, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	5, 800, 000. 000	8, 062, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	3, 500, 000. 000	4, 865, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1, 200, 000. 000	1, 668, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1, 700, 000. 000	2, 363, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1, 000, 000. 000	1, 390, 000. 000	
	7. 625% U.S. TREASURY BOND 20250215	500, 000. 000	695, 000. 000	
	6. 875% U.S. TREASURY BOND 20250815	700, 000. 000	910, 217. 000	
	6. 75% U.S. TREASURY BOND 20260815	900, 000. 000	1, 160, 154. 000	
	6. 5% U.S. TREASURY BOND 20261115	600, 000. 000	755, 622. 000	
	6. 5% U.S. TREASURY BOND 20261115	300, 000. 000	377, 811. 000	
	6. 625% U.S. TREASURY BOND 20270215	3, 300, 000. 000	4, 211, 625. 000	
米ドル	小計	米ドル 389, 700, 000. 000 (39, 878, 001, 000)	米ドル 520, 175, 725. 000 (53, 229, 581, 939)	
カナダドル		カナダドル	カナダドル	
	9. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	400, 000. 000	459, 148. 000	
	9. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	1, 000, 000. 000	1, 147, 870. 000	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	3, 200, 000. 000	4, 682, 336. 000	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	3, 800, 000. 000	5, 560, 274. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600, 000. 000	971, 940. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	6, 300, 000. 000	10, 205, 370. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	4, 500, 000. 000	7, 289, 550. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	5, 000, 000. 000	8, 099, 500. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700, 000. 000	1, 133, 930. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1, 300, 000. 000	2, 105, 870. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1, 700, 000. 000	2, 753, 830. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 500, 000. 000	4, 049, 750. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 500, 000. 000	4, 049, 750. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 000, 000. 000	3, 239, 800. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 300, 000. 000	3, 725, 770. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400, 000. 000	647, 960. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1, 600, 000. 000	2, 591, 840. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 200, 000. 000	3, 563, 780. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 000, 000. 000	3, 239, 800. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 000, 000. 000	3, 239, 800. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1, 000, 000. 000	1, 619, 900. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1, 200, 000. 000	1, 943, 880. 000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2, 400, 000. 000	3, 887, 760. 000	

9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,239,800.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,781,890.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,943,880.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,619,900.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,267,860.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,591,840.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,105,870.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,295,920.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,295,920.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,239,800.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,133,930.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,781,890.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,591,840.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	161,990.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	161,990.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	809,950.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	647,960.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	161,990.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	647,960.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	647,960.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	647,960.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	809,950.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	971,940.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	485,970.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	323,980.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	485,970.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,429,850.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,619,900.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	323,980.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,900,000.000	3,077,810.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	4,049,750.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,753,830.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	809,950.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,619,900.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,267,860.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,295,920.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	647,960.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	809,950.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,267,860.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,781,890.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,267,860.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,429,850.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,133,930.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	323,980.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,239,800.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	647,960.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	809,950.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,591,840.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,295,920.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,887,760.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,068,319.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	300,000.000	457,851.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	152,617.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	152,617.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	610,468.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,068,319.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	610,468.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	400,000.000	610,468.000	
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	305,234.000	

		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	100,000.000	152,617.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	2,000,000.000	3,052,340.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	305,234.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	200,000.000	305,234.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,000,000.000	1,526,170.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,500,000.000	2,289,255.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,000,000.000	1,526,170.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	700,000.000	1,068,319.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,700,000.000	2,594,489.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	2,000,000.000	3,052,340.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	2,000,000.000	3,052,340.000	
		8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,200,000.000	1,831,404.000	
		5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	16,300,000.000	17,761,295.000	
		5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	400,000.000	435,860.000	
		5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	12,500,000.000	13,620,625.000	
		5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20120601	5,500,000.000	5,993,075.000	
		5.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20130601	500,000.000	551,480.000	
		5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20140601	1,500,000.000	1,649,715.000	
		4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	200,000.000	215,014.000	
		4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	6,500,000.000	6,987,955.000	
		4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20150601	2,600,000.000	2,795,182.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100901	400,000.000	412,524.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100901	200,000.000	206,262.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,143,857.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	400,000.000	410,900.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,600,000.000	1,643,600.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,000,000.000	1,027,250.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,000,000.000	1,027,250.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	800,000.000	821,800.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	800,000.000	821,800.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	4,400,000.000	4,550,656.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	3,300,000.000	3,412,992.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	6,100,000.000	6,308,864.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	5,600,000.000	5,791,744.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,500,000.000	2,585,600.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	5,000,000.000	5,171,200.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20170601	2,000,000.000	2,068,480.000	
カナダドル		小計	カナダドル 197,600,000.000 (20,449,624,000)	カナダドル 271,009,871.000 (28,046,811,550)	
豪ドル			豪ドル	豪ドル	
		6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	204,156.000	
		6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	300,000.000	306,234.000	
		6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	480,000.000	489,974.400	
		6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	204,156.000	
		6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	19,300,000.000	19,419,081.000	
		6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	1,000,000.000	1,006,170.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	108,200,000.000	107,419,878.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	600,000.000	595,674.000	
		5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20120415	3,000,000.000	2,952,540.000	
		5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	50,300,000.000	48,692,915.000	

	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	118,000,000.000	114,229,900.000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	400,000.000	387,220.000	
	5. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	600,000.000	580,830.000	
豪ドル	小計	豪ドル 302,580,000.000 (28,814,693,400)	豪ドル 296,488,728.400 (28,234,621,606)	
英ポンド	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	英ポンド 1,400,000.000	英ポンド 1,872,360.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	133,740.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	133,740.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	534,960.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	668,700.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	700,000.000	936,180.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,604,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	133,740.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	534,960.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	534,960.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	600,000.000	802,440.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	534,960.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	401,220.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	133,740.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	401,220.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,738,620.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,139,840.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,872,360.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	401,220.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,139,840.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,200,000.000	2,942,280.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,872,360.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,872,360.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	668,700.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,069,920.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,604,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,069,920.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	401,220.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	534,960.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,604,880.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,500,000.000	2,006,100.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,738,620.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,139,840.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	668,700.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	534,960.000	
	8. 75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,000,000.000	2,674,800.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	400,000.000	496,960.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,350,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	270,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	5,100,000.000	6,885,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	100,000.000	135,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	675,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	675,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	405,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	405,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	270,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	100,000.000	135,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	270,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	200,000.000	270,000.000	

	5% UNITED KINGDOM GILT BOND 20140907	1,800,000.000	1,889,460.000	
	4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	2,300,000.000	2,378,200.000	
	4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20150907	2,000,000.000	2,068,000.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	400,000.000	404,680.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	200,000.000	202,340.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,500,000.000	1,517,550.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	300,000.000	303,510.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,300,000.000	1,315,210.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,400,000.000	1,416,380.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	1,011,700.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,300,000.000	1,315,210.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	910,530.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	1,011,700.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	910,530.000	
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	500,000.000	505,850.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,100,000.000	1,079,760.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,600,000.000	1,570,560.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	3,000,000.000	2,944,800.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	4,000,000.000	3,926,400.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	1,300,000.000	1,276,080.000	
英ポンド	小計	英ポンド 153,000,000.000 (31,629,690,000)	英ポンド 195,688,030.000 (40,454,586,442)	
デンマーク クローネ		デンマーク クローネ	デンマーク クローネ	
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,500,000.000	1,955,655.000	
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	1,000,000.000	1,082,960.000	
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	4,100,000.000	4,440,136.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,330.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,330.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	8,500,000.000	9,072,305.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,100,000.000	1,174,063.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	200,000.000	213,466.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	100,000.000	106,733.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	800,000.000	853,864.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	700,000.000	747,131.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,330.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	533,665.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	533,665.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	300,000.000	320,199.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,330.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	500,000.000	533,665.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,330.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	7,000,000.000	7,471,310.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	7,000,000.000	7,471,310.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	6,000,000.000	6,403,980.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	2,000,000.000	2,134,660.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	5,000,000.000	5,336,650.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	5,000,000.000	5,336,650.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	12,000,000.000	12,807,960.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	4,000,000.000	4,269,320.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	18,000,000.000	19,211,940.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	4,500,000.000	4,802,985.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	18,000,000.000	19,211,940.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	25,000,000.000	26,683,250.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,387,529.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,067,330.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,387,529.000	
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,200,000.000	1,280,796.000	

デンマーク クローネ	小計	デンマーク クローネ 143,100,000.000 (3,022,272,000)	デンマーク クローネ 153,169,296.000 (3,234,935,532)	
ノルウェー クローネ		ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ	
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,200,000.000	1,258,056.000	
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,000,000.000	1,048,380.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	46,600,000.000	51,556,376.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	885,088.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	221,272.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,659,540.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,212,720.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,200,000.000	2,433,992.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,700,000.000	1,880,812.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	221,272.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	221,272.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	885,088.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	800,000.000	885,088.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,106,360.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	553,180.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	200,000.000	221,272.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,106,360.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	553,180.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,106,360.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	500,000.000	553,180.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,659,540.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	7,000,000.000	7,744,520.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	7,000,000.000	7,744,520.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,638,160.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,212,720.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,659,540.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,106,360.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,500,000.000	3,872,260.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	8,000,000.000	8,850,880.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,500,000.000	11,616,780.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,723,140.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	8,000,000.000	8,850,880.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,200,000.000	1,327,632.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,659,540.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,106,360.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,638,160.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,638,160.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,723,140.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,212,720.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	9,000,000.000	9,957,240.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	14,000,000.000	15,489,040.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,000,000.000	11,063,600.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,000,000.000	12,169,960.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,659,540.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,319,080.000	
	6.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,319,080.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	3,000,000.000	3,141,090.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,512,872.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,512,872.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	600,000.000	628,218.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,300,000.000	2,408,169.000	
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	12,000,000.000	12,564,360.000	

ノルウェー クローネ	小計	ノルウェー クローネ 234,800,000.000 (4,663,128,000)	ノルウェー クローネ 258,298,981.000 (5,129,817,763)	
スウェーデン クローナ	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	スウェーデン クローナ 800,000.000	スウェーデン クローナ 927,760.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200,000.000	231,940.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,739,550.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,319,400.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,319,400.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,507,610.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200,000.000	231,940.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	115,970.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	900,000.000	1,043,730.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	579,850.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,739,550.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	579,850.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	400,000.000	463,880.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	200,000.000	231,940.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	300,000.000	347,910.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	300,000.000	347,910.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,500,000.000	2,899,250.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,500,000.000	6,378,350.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,319,400.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,500,000.000	2,899,250.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,391,640.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,739,550.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,479,100.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	13,000,000.000	15,076,100.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	11,000,000.000	12,756,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,500,000.000	6,378,350.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,117,900.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,739,550.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,739,550.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,638,800.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,000,000.000	5,798,500.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,277,600.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,277,600.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	6,958,200.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,319,400.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,117,900.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,479,100.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	6,958,200.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,479,100.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,638,800.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,277,600.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	579,850.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	115,970.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	115,970.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,319,400.000	
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,200,000.000	2,551,340.000	

	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	579,850.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,507,610.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,479,100.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,319,400.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,400,000.000	2,783,280.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,507,610.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,507,610.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	811,790.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,391,640.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,900,000.000	8,001,930.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,200,000.000	9,509,540.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,400,000.000	8,581,780.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,400,000.000	1,623,580.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,400,000.000	9,741,480.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	10,400,000.000	12,060,880.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,117,900.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,400,000.000	3,942,980.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,275,670.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,100,000.000	2,435,370.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,479,100.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	1,971,490.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800,000.000	927,760.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,275,670.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,700,000.000	3,131,190.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,200,000.000	3,711,040.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,300,000.000	2,667,310.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,500,000.000	5,218,650.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,900,000.000	2,203,430.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,275,670.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	6. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,159,700.000	
	5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,700,000.000	3,969,730.000	
	5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	1,000,000.000	1,072,900.000	
	5. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,000,000.000	3,218,700.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	4,900,000.000	5,356,827.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	3,000,000.000	3,279,690.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,400,000.000	1,530,522.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,300,000.000	2,514,429.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,000,000.000	1,093,230.000	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,400,000.000	2,623,752.000	
スウェーデン クローナ	小計	スウェーデン クローナ 263,300,000.000 (4,410,275,000)	スウェーデン クローナ 303,683,600.000 (5,086,700,300)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	2,000,000.000	2,443,300.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	4,000,000.000	4,886,600.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	1,200,000.000	1,465,980.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	35,000,000.000	42,757,750.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	1,600,000.000	1,954,640.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	41,400,000.000	50,576,310.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	28,000,000.000	34,206,200.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	200,000.000	244,330.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	600,000.000	732,990.000	
	6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	8,100,000.000	9,895,365.000	
	6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	3,300,000.000	4,178,856.000	
	6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	4,900,000.000	6,204,968.000	
	6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	3,500,000.000	4,432,120.000	
	6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	200,000.000	253,264.000	

4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20140104	9,600,000.000	10,001,856.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150104	300,000.000	303,846.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20150104	13,100,000.000	13,267,942.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	19,600,000.000	19,619,012.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	13,000,000.000	13,012,610.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	400,000.000	400,388.000	
3. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170104	3,000,000.000	3,002,910.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	2,900,000.000	3,011,447.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	2,200,000.000	2,284,546.000	
4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	10,000,000.000	10,384,300.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,883,070.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	125,538.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	878,766.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	251,076.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	251,076.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	251,076.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	125,538.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,690.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,510,760.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,800,000.000	3,515,064.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	502,152.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,510,760.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,700,000.000	3,389,526.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,887,374.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,761,836.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	753,228.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,008,608.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,017,216.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,138,450.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,129,842.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,883,070.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,800,000.000	2,259,684.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,510,760.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,883,070.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,004,304.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	6,000,000.000	7,532,280.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,690.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,004,304.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	878,766.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,000,000.000	1,255,380.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	251,076.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,129,842.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,690.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	300,000.000	376,614.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,017,216.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,000,000.000	3,766,140.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	753,228.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	125,538.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	4,400,000.000	5,523,672.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,900,000.000	3,640,602.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,887,374.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,008,608.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	878,766.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,004,304.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,200,000.000	1,506,456.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	878,766.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	753,228.000	
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	627,690.000	

	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,761,836.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,100,000.000	3,891,678.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,138,450.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,017,216.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,004,304.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	502,152.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,100,000.000	2,636,298.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,138,450.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	251,076.000	
	6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,224,110.000	
	5% FINNISH GOVERNMENT BOND 20090425	300,000.000	304,410.000	
	6.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20130131	1,400,000.000	1,556,576.000	
	6.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20130131	1,400,000.000	1,556,576.000	
	ユーロ 小計	ユーロ 297,000,000.000 (46,759,680,000)	ユーロ 350,619,426.000 (55,201,522,429)	
国債証券	合計	179,627,363,400 [179,627,363,400]	218,618,577,561 [218,618,577,561]	
合計		179,627,363,400 [179,627,363,400]	218,618,577,561 [218,618,577,561]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 26 銘柄	—%	100%	24.4%
カナダドル	国債証券 12 銘柄	—%	100%	12.8%
豪ドル	国債証券 5 銘柄	—%	100%	12.9%
英ポンド	国債証券 9 銘柄	—%	100%	18.5%
デンマーククローネ	国債証券 3 銘柄	—%	100%	1.5%
ノルウェークローネ	国債証券 3 銘柄	—%	100%	2.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 3 銘柄	—%	100%	2.3%
ユーロ	国債証券 10 銘柄	—%	100%	25.3%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	510,414,813,064 円
II 負債総額	619,807,031 円
III 純資産総額 (I－II)	509,795,006,033 円
IV 発行済数量	659,981,285,390 口
V 1 単位当たり純資産額 (III／IV)	0.7724 円

(参考) 世界好配当株マザーファンド 純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	168,449,896,841 円
II 負債総額	1,678,769,141 円
III 純資産総額 (I－II)	166,771,127,700 円
IV 発行済数量	142,750,623,811 口
V 1 単位当たり純資産額 (III／IV)	1.1683 円

(参考) 世界REITマザーファンド 純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	176,836,600,383 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I－II)	176,836,600,383 円
IV 発行済数量	180,171,147,903 口
V 1 単位当たり純資産額 (III／IV)	0.9815 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド 純資産額計算書

平成20年3月31日

I 資産総額	221,754,365,688 円
II 負債総額	4,107,872,253 円
III 純資産総額 (I－II)	217,646,493,435 円
IV 発行済数量	199,156,739,880 口
V 1 単位当たり純資産額 (III／IV)	1.0928 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	63,846,296,834	243,137,623
第2 特定期間	108,337,280,749	4,819,610,283
第3 特定期間	371,636,103,559	6,176,511,905
第4 特定期間	163,989,385,108	22,411,941,779
第5 特定期間	13,158,816,306	52,204,785,132

(注) 当初設定数量は 29,455,311,324 口です。